

(仮称) 中央図書館整備基本計画 (案)

平成 19 年 3 月 13 日

第 6 回 (仮称) 中央図書館整備基本計画検討委員会資料

～ 目 次 ～

(ページ)

1. 計画策定の趣旨	1
1.1. 計画策定の目的	1
1.2. 計画の背景とこれまでの経緯	1
2. 現況把握	2
2.1. 市の概況	2
2.1.1 歴史	2
2.1.2 交通	2
2.1.3 産業	3
2.1.4 観光資源	4
2.1.5 人口	4
3. 中央図書館の取り組み課題	5
3.1. 図書館・生涯学習振興施策の流れ	5
3.1.1 国の施策の流れ	5
3.1.2 愛知県の施策の流れ	6
3.1.3 一宮市の施策の流れ	6
3.2. 一宮市図書館サービスの現況	8
3.2.1 一宮市立図書館の沿革	8
3.2.2 施設概況	8
3.2.3 サービス体制	13
3.2.4 蔵書構成	15
3.2.5 利用状況	16
3.2.6 図書館情報システム	17
3.2.7 市外とのネットワーク	17
3.2.8 学校支援	17
3.3. 駅ビル建替え構想	18
3.3.1 尾張一宮駅周辺地域再生整備事業	18
3.4. 市民要望	21
3.4.1 『豊島図書館利用者アンケート調査』（平成 17 年 2 月実施）	21
3.4.2 『第 6 次一宮市総合計画市民アンケート調査』（平成 17 年 11 月実施）	21
3.4.3 『（仮称）中央図書館整備基本計画に関するアンケート調査』（平成 18 年 8、9 月実施）	21
3.4.4 ヒアリング結果	26
3.5. 中央図書館整備にあたっての課題	27

3.5.1 現行図書館の問題点と課題	27
3.5.2 駅ビル図書館としての課題	30
4. 基本方針	32
4.1. 本市におけるこれからの図書館サービスの在り方	32
4.2. 中央図書館整備の基本方針.....	33
4.2.1 基本コンセプト	33
4.2.2 基本方針	33
4.2.3 図書館ネットワーク・サービス網における中央図書館の役割	33
4.2.4 高度で専門的なサービスの提供拠点としての中央図書館の役割.....	34
4.2.5 交流・情報拠点としての役割	36
4.2.6 他の公共サービスとの複合化による相乗効果.....	36
4.3. 蔵書冊数及び施設規模の目標設定.....	38
4.3.1 計画値.....	38
4.3.2 蔵書冊数	38
4.3.3 施設面積の算定	39
5. 図書館サービス計画の検討.....	41
5.1. 基本的考え方.....	41
5.2. 図書館のサービス	42
5.2.1 基本サービス.....	42
5.2.2 立地特性を活かしたサービス	47
5.3. 図書館資料の収集計画.....	50
5.3.1 資料収集の基本方針.....	50
5.3.2 資料の収集基準	51
5.3.3 図書館資料の保存方針	52
6. 施設整備水準の検討	53
6.1. 施設計画における基本方針.....	53
6.1.1 基本的な考え方	53
6.2. 必要諸室の設定.....	54
6.2.1 必要機能空間.....	54
6.2.2 機能相関図.....	55
6.2.3 諸室コンセプト	56
6.3. 図書館規模の算定	59
6.3.1 面積配分による概算規模の算定.....	59
6.3.2 各諸室規模による算定	60
6.4. 施設配置計画（案）	62

7. 管理運営体制の検討	63
7.1. 管理運営の基本的な考え方.....	63
7.2. 管理体制.....	64
7.2.1 開館等.....	64
7.2.2 貸出点数及び期間.....	64
7.3. 組織体制.....	65
7.3.1 業務体制	65
7.3.2 職員体制	66
7.4. 安全管理体制.....	69
7.5. 資料管理における先進技術の導入可能性.....	70
7.5.1 B D S	70
7.5.2 I C タグシステム.....	70
7.5.3 自動化書庫.....	71
7.5.4 喫茶室の運営体制.....	71
7.6. 民活導入の可能性について.....	72
7.6.1 業務委託に想定されるメリット.....	72
7.6.2 図書館における民活導入の課題.....	72
7.6.3 運営委託の形態と民間の裁量範囲	73
7.6.4 図書館に指定管理者制度を適用する際の論点.....	73
7.6.5 P F I 手法の導入について	75
7.6.6 本事業への民活導入の方向性	77

1. 計画策定の趣旨

1.1. 計画策定の目的

（仮称）中央図書館整備基本計画においては、一宮市（以下、「本市」という。）が尾張一宮駅ビルに整備を計画している中央図書館のあるべき図書館像、役割、機能、サービス、規模、事業方策等の具体的検討を行うことを目的とする。

1.2. 計画の背景とこれまでの経緯

近年、社会においては、情報化、グローバル化、少子・高齢化といった様々な変化が生じている。社会のこうした変化や成熟化に対応するため、生涯学習の重要性が認知され、多様な学習機会の提供が図られている。それに伴い、図書館には生涯学習拠点としての役割が期待され、その扱う情報の質・量も変化しつつある。そして、従来の図書館サービスの提供に加えて、新たな地域・市民ニーズへの対応が望まれている。

現在の一宮市立豊島図書館は、昭和 41 年 4 月の開館以来約 40 年間にわたり市民や組織・団体等の利用者に対し多様な情報・資料・学習機会等を提供し、地域において親しまれてきた。しかし、施設の老朽化や収容能力の不足等の問題を抱えていること、地域や市民の多様なニーズに対応する必要があることなどから、図書館サービスの向上に向けた改善が求められている。

また、本市においては中心市街地活性化基本計画が策定され、尾張一宮駅周辺において中心市街地活性化構想による各種事業が推進されている。この構想においては、尾張一宮駅ビル及びその周辺の中心市街地における新たな賑わいの形成が求められており、老朽化した尾張一宮駅ビルの建て替えに併せ、豊島図書館の移転・機能拡充となる中央図書館などの公共施設と商業・業務などの民間施設を複合化した新しい駅ビルの整備も視野に入れた検討が行われている。

2. 現況把握

2.1. 市の概況

一宮市は、愛知県の北西部にあり、名古屋市と岐阜市のほぼ中間に位置する。

2.1.1 歴史¹

平安時代に真清田神社が尾張の国における巡拝の「一の宮」であったことから、その門前町を中心とした地域が一宮と呼ばれ、現在に至る。江戸時代には、周辺が綿作地帯として発展したこと、また定期市（三八市）が開設され、繊維商品を中心とした取引が行われたことなどにより、繊維都市一宮の基盤が築かれることとなった。

さらに、明治時代には織物生産が工業化されたことにより、絹綿交織物、そして毛織物の産地として発展した。その後、大正時代になると、一宮駅の開業、私鉄の開通等の鉄道の発展により、尾張一宮駅前には織物問屋街が形成され、繊維産業がますます発展した。そして、昭和初期には総合繊維産業都市として知られるに至った。しかし、近年では他産業が発展し、繊維産業中心都市から産業構造が変化しつつある。

現在の本市のかたちとなったのは、平成 17 年 4 月 1 日の市町合併からであり、一宮市・尾西市・木曽川町が合併し、新生「一宮市」が誕生した。

2.1.2 交通

公共交通機関の鉄道は、JR 東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線と名古屋鉄道尾西線の 3 路線が走っている。



(出典：一宮市 HP 掲載資料をもとに作成)

図 1 市内交通網と図書館配置

¹ 以下の説明については、特記なき限り『一宮市教育委員会五十年史』による。

また、バスは、名鉄一宮駅を基点に名鉄バスが四方へ路線を伸ばしている他、市内の公共機関を巡回する i-バス²が運行されている。

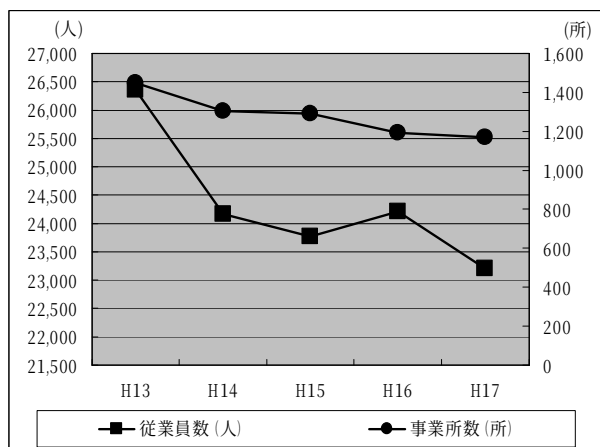
道路は、名神高速道路、東海北陸自動車道の 2 本の高速道路のほか、2 本の国道が走っている。

2.1.3 産業

本市では、毛織物等の繊維産業を基幹に商工業が発展してきたため、全国平均と比較すると第 2 次産業の占める割合が多い。しかし、近年では第 3 次産業の占める割合が高まっている。

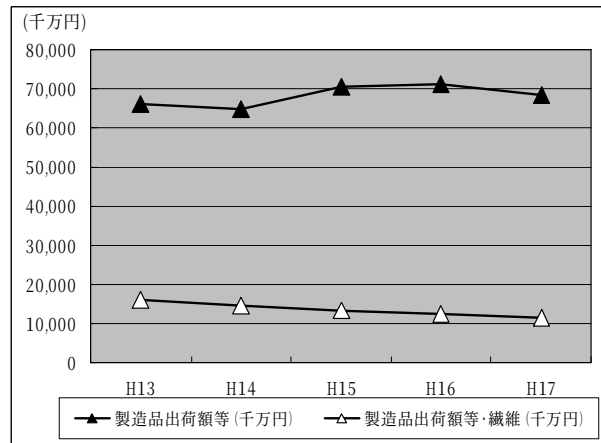
工業については、市内事業所数、従業員数の推移は図 2、製造品出荷額等の推移は図 3 の通りであり、従業員数、事業所数、繊維製品出荷額の減少が見られる。

また、製造品出荷額等の構成については図 4 の通りで、「繊維」の占める割合は 16.8%と、「電気・情報・電子」等の繊維以外の割合が多い。工業の分野での構造転換が見られ、地場産業都市としての性格が弱まっていることが分かる。



(出典：『一宮市の工業 平成 17 年度』をもとに作成)

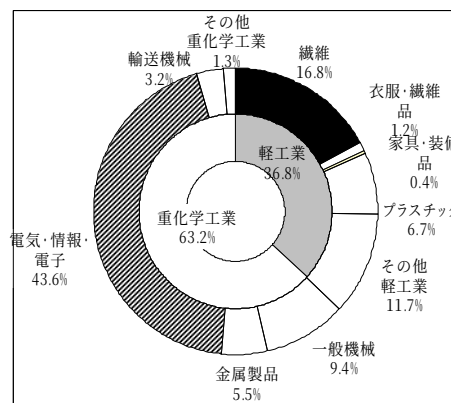
図 2 市内従業員数・事業所数の推移 (平成 17 年度)



(出典：『一宮市の工業 平成 17 年度』をもとに作成)

図 3 製造品出荷額等の推移 (平成 17 年度)

また、商業については、繊維工業製品を中心とする卸売業を中心に発展してきたが、郊外店舗の立地等により、中心市街地の商業拠点性は低下傾向にある。



(出典：『平成 17 年度 一宮市の工業』より)

図 4 製造品出荷額等の内訳 (平成 17 年度)

² 詳細については本市 HP

<http://www.svcity.ichinomiya.aichi.jp/division/chiikifureai/guide/i-bus/> 参照のこと。

2.1.4 観光資源

市内で人が生活し始めた縄文時代以降、弥生時代、古墳時代の遺跡が数多くある。また、地域で守られ伝えられてきた伝統芸能も各地に遺されている。さらに、桃花祭や石刀祭、七夕まつりには市外からも多くの人々が訪れる。また、山内一豊の出生地でもあり、関連する史跡が存在する。NHK 大河ドラマにも取り上げられたことから、観光協会や商工会などにより、関連した観光情報の提供が積極的に行われている。

その他、国営木曽川三川公園内 138 タワーパークには、高さ 138 メートルの展望タワー「ツインアーチ 138」がある。

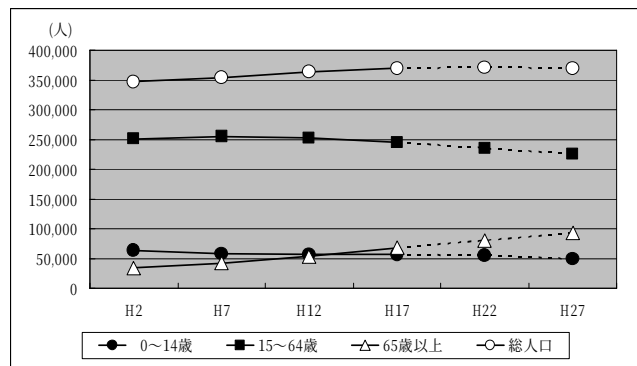
2.1.5 人口

1) 推移と将来予測

一宮市の人口と世帯数は、平成 18 年 4 月時点で 378,725 人、135,786 世帯で、ともに漸増傾向にある。しかし、平均世帯員数は 2.79 人と漸減傾向にあり、核家族化が伺える。

平成 15 年度頃までは丹陽町や大和町等の旧市街地周辺部の区画整理が進んだ地区での人口増が見られていた。しかし、近年では旧市街地でのマンション建設が進んでおり、その影響による人口増が見込まれることから、新旧住民の交流も課題になると考えられている。

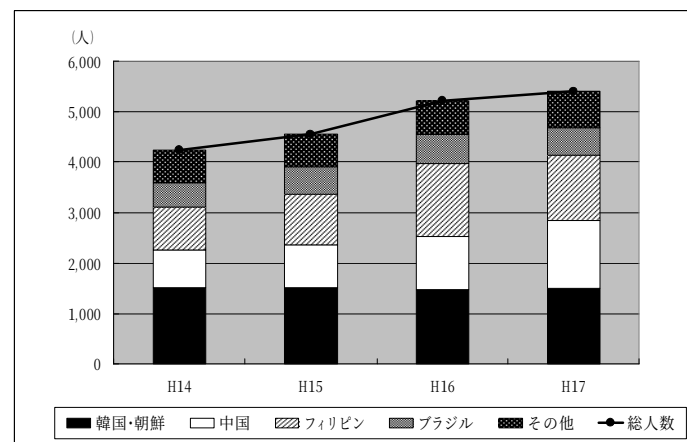
高齢化率については全国平均よりも低い³が、65 歳以上人口が人口全体の 20% 近くを占めており、その数は平成 27 年までに現在の約 1.4 倍に増加すると見込まれている（図 5 参照）。こうした人口構造や家族形態の変化の中で、ひとり暮らし・寝たきり老人の増加等の問題も顕在化すると考えられている。



(出典：『新市建設計画をもとに作成。』)

※ H17 以降は推計値である。

図 5 年齢別人口の推移と予測



(出典：愛知県 HP 掲載データをもとに作成)

2) 外国人登録者数の推移

図 6 市内外国人登録者数の推移

外国人登録者数は 5,394 人⁴と愛知県の市町村の中で 8 番目⁵に多い。

過去から登録者数が多いのは、韓国・朝鮮国籍であったが、近年では中国国籍、フィリピン国籍が増加傾向にある他、ブラジル国籍も多い。そのため、ハローワーク等においては、特別援助部門を設置し、外国人求職者への対応もなされている。

³ 本市の高齢化人口比率は 17.8%であるのに対し、全国平均は 19.5%（平成 17 年時点）

⁴ 平成 17 年 12 月時点データ

⁵ 県内 66 市町村中 8 番目

3. 中央図書館の取り組み課題

3.1. 図書館・生涯学習振興施策の流れ

近年の国・県・市による図書館施策、生涯学習振興施策の取り組み状況は以下の通りである（図 7 参照）。

3.1.1 国の施策の流れ

生涯学習時代の到来と共に、図書館の生涯学習拠点としての役割も見直され、それに応じた図書館行政が行われてきた。昭和 63 年には社教審施設分科会が『新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）』を発表、図書館を「生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な施設」と位置づけ⁶ている。また、平成 4 年には、生涯学習審議会社会教育文化審議会により、公立図書館の健全な発展に資することを目的に『公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）』が発表された。これらの報告等を通じて、図書館を生涯学習の中心核として位置づける施策が展開された。

また、平成 8 年には、同審議会は『社会教育主事、学芸員および司書の養成、研修等の改善方法について』を明らかにして司書養成教育内容の改善を提言⁷している。

さらに、平成 12 年には図書館法 18 条に基づき『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（報告）』が発表され、翌年に制定施行された。同基準においては、「図書館機能を十分発揮できるだけの種類・量の資料整備に努めること」、「就職、転職、職業能力開発、仕事のための資料・情報の提供に努めること」などが強調され、併せて「地方公共団体の行政資料等の情報」、「市民生活に必要な資料や情報」等の充実を図るべきとされた。そして、これらの機能を活かすために、IT を活用した検索システムの整備、レファレンスサービスの充実、専門的サービスを実施する専門職員の確保などが求められている。

また、日本図書館協会等も政策提言を行っており、同協会町村図書館活動推進委員会は『21 世紀の町村図書館振興を目指す政策提言 L プラン 21「図書館による町村ルネサンス」』を発表し、その中で図書館の理念と働きを提言すると共に、設置と運営に関する数値基準をまとめた。

さらに同年には『2005 年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～』が文部省の地域電子図書館構想検討協力者会議によりまとめられ、図書館の情報化対応の方向性も示されている。その後、平成 17 年には『地域の情報ハブとしての図書館―課題解決型の図書館を目指して―』が、平成 18 年には『これからの図書館像―地域を支える情報拠点を目指して』がまとめられるなど、情報拠点としての公立図書館サービスの在り方が検討されるようになった。

また、近年子どもの読書離れが問題となっていることから、平成 14 年には、読書活動を通じた子どもの健やかな成長を目的に『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』が制定された。同計画では、「子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な資料を整備していくこと」や「司書は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすこと」、「公立図書館が学校図書館と緊密に連携・協力していくこと」が地方

⁶ 小黒浩司『JLA 図書館情報学テキストシリーズ 12 図書及び図書館史』日本図書館協会、2000 年、p.119

⁷ 同上

自治体に求められた。その他、平成 17 年には『文字・活字文化振興法』が制定され、公共図書館・学校図書館の司書や図書館資料の充実、情報化の推進などを自治体に求めている。

3.1.2 愛知県の施策の流れ

愛知県においては、平成 7 年に生涯学習推進本部が設置され、翌年に『愛知県生涯学習推進構想』が策定された。また、同年に生涯学習審議会が『21 世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について』の答申を行い、それを受けて、愛知県における生涯学習体制が整備され、本格的な生涯学習活動がスタートすることとなった。同答申においては、生涯学習の基盤整備は、「地域における生涯学習活動を発展させる方向で推進させることが重要」とされており、公民館や文化施設等と並んで図書館が生涯学習関連機関として位置づけられ、その拡充が求められている。

さらに、平成 11 年には『愛知県における生涯学習情報ネットワークの在り方について』で、生涯学習センターにおいてどのような学習情報システムを構築するか、そのためどのような連携・協力が必要かについての提言が行われた。その後、平成 12 年には愛知県生涯学習情報システムの基本計画が策定され、平成 15 年には生涯学習推進センターが設置された。

また、子どもの読書活動に関しては、平成 16 年に『愛知県子ども読書活動推進計画』が策定され、図書館の子ども向けサービスの充実や、図書館間協力等の推進などが施策の方向として挙げられた。

3.1.3 一宮市の施策の流れ

一宮市においては、平成 6 年に生涯学習推進会議より『生涯学習いちのみや構想』が答申され⁸、「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく学ぶことができる“生涯学習を大切にするまちづくり”」が求められた。そして、平成 8 年には、同答申の趣旨を活かし、市民一人ひとりの生涯学習活動を積極的に支援し、将来像として“「心のゆたかさ」があふれるまち”を実現することを目的に『いちのみや生涯学習推進計画』が策定された。

また、平成 13 年 4 月に策定された『第 5 次一宮市総合計画』において、図書館を生涯学習の中核施設として整備するべく調査・研究を進め、新図書館の実現に努めることが謳われた。これを受け、平成 14 年には『いちのみや生涯学習推進計画』の見直しが行われ、生涯学習推進体制の課題と方策として、生涯学習関連施設の整備・充実が謳われた。そして市民の学習需要の増大に対応するため、生涯学習関連施設の機能の見直しを行い、整備・充実および機能の拡大を図る⁹こととされ、生涯学習関連施設の機能拡大に向けた方策として、中央図書館の実現に向けた調査・研究が挙げられている。

さらに、平成 17 年度の 2 市 1 町の合併に向けて策定された『新市建設計画』においては、新市の基本方針として「教育・文化の振興“個性を育む教育・文化のまちづくり”」が挙げられており、多種多様な生涯学習機会の充実が図られている。

また、子どもの読書活動については、自主的な読書活動の推進に向け、平成 18 年 6 月には、市民意見を反映するため、公募委員を含め子ども読書活動推進懇話会を設置し、『一宮市子ども読書活動推進計画』の策定が進められている。

⁸ 一宮市『いちのみや生涯学習推進計画』2002 年、p.6

⁹ 同上 p.32

	国	愛知県	一宮市
平成2年 (1990年)	生涯学習の中心核としての図書館 昭和63年2月 『新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について(中間報告)』		
	平成4年5月 『公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)』		
		平成7年1月 『21世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方針について』答申 平成7年4月 生涯学習推進本部設置	平成6年9月 『生涯学習いちのみや構想』答申 ●本格的な生涯学習活動のスタート
	平成8年4月 『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方法について』 設置と運営に関する基準	平成8年3月 『愛知県生涯学習推進構想』 ●本格的な生涯学習活動のスタート	平成8年3月 『生涯学習推進計画』策定
平成12年 (2000年)	平成12年10月 『Lプラン21』 平成12年12月 『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(報告)』	平成11年1月 『愛知県における生涯学習情報ネットワークの在り方について』	
	ハイブリッド図書館 平成12年12月 『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて』 平成14年8月 『子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画』 情報拠点としての図書館	平成12年8月 『愛知県生涯学習情報システム』基本計画策定 平成15年1月 『愛知県生涯学習推進センター設置』 平成16年3月 『愛知県子ども読書活動推進計画』策定	平成13年4月 『第5次総合計画』 平成14年3月改訂 『生涯学習推進計画』 ●図書館を生涯学習関連機関として位置づけ、その拡充を謳っている 平成16年7月 『新市建設計画』 平成17年3月 尾張一宮駅周辺地域再生整備事業[尾張一宮駅ビル構想] ●新中央図書館の整備、駅ビルへの導入について検討中
	平成17年1月 『地域の情報ハブとしての図書館―課題解決型の図書館を目指して―』 平成17年7月 『文字・活字文化振興法』 平成18年3月 『これからの図書館像―地域を支える情報拠点を狙って』		平成17年4月 市町合併 平成18年 『一宮子ども読書活動推進計画』策定中

図 7 図書館・生涯学習進行施策の流れ

3.2. 一宮市図書館サービスの現況

3.2.1 一宮市立図書館の沿革¹⁰

旧一宮市における図書館サービスは、大正4年に町立図書館が設置されたことに始まる。昭和41年には図書館創立50周年記念事業として現在地に「一宮市立豊島図書館」が建設されると同時に、繊維図書コーナーと児童コーナーとが設置された。昭和45年には敷地内に「児童文化センター」が開館し、昭和55年には「図書館別館」となった。また、同年には移動図書館車はたる号による貸出業務も開始された。さらに、昭和55年には地域住民のふれあいと地域文化の振興を目指して、「地域文化広場」が建設された。昭和63年からは別館が視聴覚活動の拠点となり、視聴覚資料の貸出も行われた。そして、平成になると、電算システムの導入、貸出点数の変更等¹¹により利用者サービスの向上が図られた。また、子どもに様々な文化活動・体験学習の場を提供することを目的とした施設として、平成15年に「子ども文化広場」が開館している。

旧尾西市においては、昭和31年に旧起町役場の一角に図書館が設置され図書の貸出しが始められた。その後、第2次尾西市総合計画（昭和51～60年度）において新図書館建設が推進されたことから、昭和56年に現尾西図書館が開館した。また、前年には現尾西児童図書館が開館しており、昭和58年に尾西図書館の分館として位置づけられた。本館・分館ともに昭和61年には電算による貸出しが開始され、平成になると視聴覚資料の貸出が行われるようになった。

旧木曽川町においては、中央公民館の図書室が図書館機能を担ってきた。住民の図書館建設に向けての要望が高まる中、平成8年に建設用地を取得したことから、平成13年に現玉堂記念木曽川図書館が開館した。図書の貸出しの他、映画上映会、作品展なども行っており、平成14年にはブックスタートと子ども放送局の放映を開始した。

なお、平成13年度からは旧一宮市、旧尾西市、旧木曽川町の2市1町で広域貸出が開始されていた。

3.2.2 施設概況

現在本市では豊島図書館・尾西図書館・玉堂記念木曽川図書館・尾西児童図書館及び図書館類似施設として、地域文化広場、子ども文化広場（以下、「6館の市立図書館」という。）と、移動図書館が運営されている¹²。平成17年の市町合併後に中央館としての役割を担っているのは豊島図書館であるが、人員面で館長・事務局長を配置している点、移動図書館を運営している点以外には、特に特徴的なサービスは行っていない。各館の概要については、表1の通りである。

¹⁰ 以下の説明については、特記なき限り『一宮市教育委員会五十年史』及び平成17年度図書館年報による。

¹¹ 電算システムの導入と併せて5冊から10冊に変更された。

¹² 子ども文化広場は一宮地域文化広場管理公社により、一宮市と（財）車輛競技公益資金記念財団の補助を受けて建設され、公社による自主運営が行われている。そのため、蔵書については一宮市から使用貸借を受け、新規に購入する図書等についても、豊島図書館を通じて購入するという状況になっている。また、同公社は地域文化広場を市からの委託により運営している。

1) 豊島図書館

現在の中央館である豊島図書館は、建設から 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。また、館内にはエレベーターがないなど、バリアフリー対策も不十分である。さらに、蔵書数も図書館の収蔵能力を超えているため、新たな分野の蔵書数を拡大することが困難な状況となっている。

2) 尾西図書館

建設から約 25 年が経過しており、設備系統の不具合が頻繁に発生している。また、蔵書数とその収蔵能力を超えている。

3) 玉堂記念木曾川図書館

平成 13 年に開館しており、施設は新しく、設備も整っている。

4) 尾西児童図書館

児童館に併設されている。

5) 地域文化広場

建設から約 25 年が経過しており、設備系統の不具合が頻繁に発生している。

6) 子ども文化広場

施設は（財）一宮地域文化広場管理公社の所有だが、近年中に市に施設移管される可能性がある。

表 1 6館比較表（平成17年度末現在）

項 目		豊島図書館			尾西図書館	尾西児童図書館	玉堂記念木曽川図書館	一宮地域文化広場	一宮子ども文化広場	合 計
		本 館	別 館	移動図書館						
1 開館年月日		S. 41. 4. 6	S. 45. 5. 5	S. 55. 10. 1	S. 56. 10. 24	S. 55. 4. 1	H. 13. 4. 1	S. 55. 9. 15	H. 15. 5. 5	
2 敷地面積		2, 592. 23㎡		(H. 2. 9. 1買換え)	2, 739. 72㎡	674. 92㎡	1, 892. 92㎡	21, 166. 00㎡	1, 182. 77㎡	6 館
3 建物延面積	建築構造	3階建て	3階建て	4, 000冊積載	2階建て	2階建ての2階部分	3階建て	2階建ての1階一部	3階建て	
	延床面積	2, 304. 33㎡	612. 50㎡	L706・W226・H290	1, 835. 90㎡	275. 25㎡	2, 378. 52㎡	1, 980㎡中152㎡	1,575.19㎡中427㎡	7, 985. 5㎡
4 図書館費 (単位:千円)		244,319			90,730	(尾西図書館費内)	129,154	(豊島図書館費内)	(豊島図書館費内)	464,203
	うち資料費	56,458			19,851		40,928			117,237
	うち図書購入費	47,100			15,000	〃	13,685	〃	〃	75,785
5 蔵書点数	合計	258,390	88,888		207,904	27,849	93,543	13,711	72,119	762,404
	一般図書	235,137	31,653		140,495	8,282	64,022	6,254	2,808	488,651
	児童図書	4,723	34,561		45,976	17,420	23,493	7,457	64,457	198,087
	雑誌	15,764	0		8,858	442	2,513	0	754	28,331
	視聴覚資料等	2,766	22,674		12,575	1,705	3,515	0	4,100	47,335
6 登録者数	合計	75,626	(豊島サーバー内)	(豊島サーバー内)	18,545	1,660	22,865	(豊島サーバー内)	(豊島サーバー内)	118,696
	一般	49,583	〃	〃	15,112	1,127	16,976	〃	〃	82,798
	児童	25,821	〃	〃	3,389	530	5,889	〃	〃	35,629
	団体	222	〃	〃	44	3	—	〃	〃	269
7 貸出点数	合計	430,735	137,505	70,693	403,044	42,443	363,630	32,342	356,545	1,836,937
	個人	430,735	113,671	70,693	396,627	40,705	363,568	32,342	349,063	1,797,404
	団体 (学校含む)	0	16,761	0	6,417	1,738	0	0	0	24,916
	学校読書活動支援	0	7,073	0	0	0	62	0	7,482	14,617
8 貸出者数	合計	119,016	40,504	16,241	89,779	8,750	83,310	8,391	82,886	448,877
	個人	118,628	40,504	16,241	89,202	8,552	83,310	8,391	82,886	447,714
	団体	388	0	0	577	198	0	0	0	1,163
9 相互貸借	貸出	683			4	0	152	0	0	839
	借入	359			218	6	220	0	0	803
10 レファレンスサービス		3,463			817	476	3,699	(統計データなし)	(統計データなし)	8,455
	口頭	3,463			800	466	3,669	〃	〃	8,398
	電話	(統計データなし)			16	10	30	〃	〃	56
	文書	(統計データなし)			1	0	0	〃	〃	1
11 予約点数	合計	39,727			6,451	1,167	5,343	(豊島サーバー)	(豊島サーバー)	52,688
	一般	24,943			3,619	533	3,449	〃	〃	32,544
	児童	9,642			1,287	321	1,463	〃	〃	12,713
	雑誌	2,418			431	147	150	〃	〃	3,146
	視聴覚	2,724			1,114	166	281	〃	〃	4,285
12 職員数 (司書)		13(7)			5(3)		5(2)	1(0)	5(1)	29(13)
	常勤臨時司書	1			6					7
	臨時職員 (司書)	26(4)			12(1)		14(1)	3(0)	19(5)	74(11)
13 開館日数		276日		137日	273日	267日	262日	290日	280日	
14 駐車台数		58台			27台	14台	85台		68台	
15 駐輪台数		153台			60台	30台	80台		80台	
16 収容冊数	合計	243,000	95,000	-	182,000	34,000	120,000	15,000	75,000	764,000
	開架	97,000	0	-	124,000	25,000	50,000	15,000	50,000	361,000
	閉架	146,000	95,000	-	58,000	9,000	70,000	0	25,000	403,000

※4の数字は平成16年度決算額 (人件費含む)

※5～11・13の数字は平成17年度

※12の数字は平成18年8月 (臨時職員数は、休日のみ勤務等も含めた雇用者数)

(平成18年8月現在)

(出典：平成17年度図書館年報をもとに作成)

3.2.3 サービス体制

市立図書館の現在のサービス体制については、以下の通りである。

表 2 市内各館におけるサービス体制

	豊島	子ども文化 地域文化	尾西	尾西児童	木曽川
開館時間	10:00～18:00 ※夏期のみ 9:00～19:00	9:00～17:00	10:00～18:00 ※木曜日のみ 21:00 開館	10:00～ 17:00	10:00～18:00 ※夏期のみ 9:00～19:00
休館日	月曜 祝日の翌日 第3木曜日 年末年始 特別整理期間		月曜、 祝日の翌日 月末 年末年始 特別整理期間		月曜 祝日の翌日 第3金曜日 年末年始 特別整理期間
個人貸出	図書・雑誌は10点まで、視聴覚資料は5点まで 複製絵画は1点まで（全て併せて10点まで） 期間は2週間（複製絵画は30日間）				
団体貸出	5人以上の読書団体に対して 1か月100冊以内				
館外郵送サービス	身体障害者(3級以上)対象に一般・児童図書 視覚障害者(6級以上)対象に点字・録音図書				
移動図書館	39ステーション、月1回巡回				

また、職員体制については、館長、事務局長の下に豊島・尾西・木曽川副主監（各 1）が置かれ、4つのグループを管理している（図 8 参照）。市内全図書館における司書数の合計は、臨時職員を含めて 31 名である。

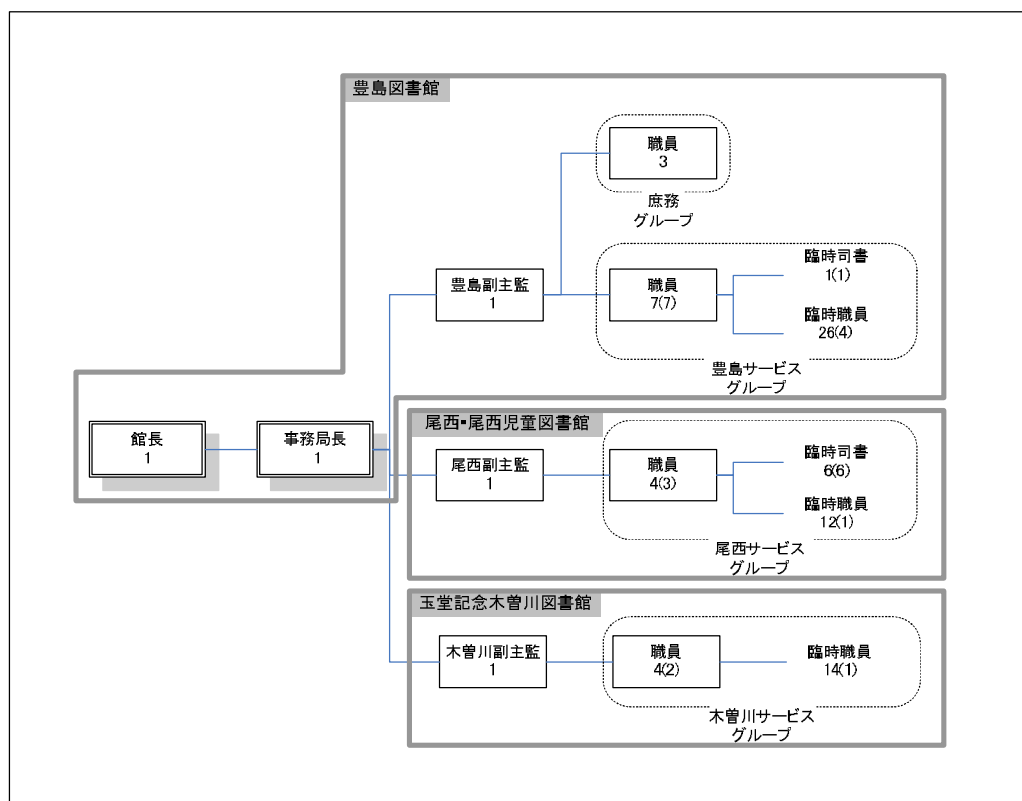


図 8-1 図書館組織図 [豊島・尾西・木曽川] (平成 18 年度 8 月時点) ※ ()内は司書数

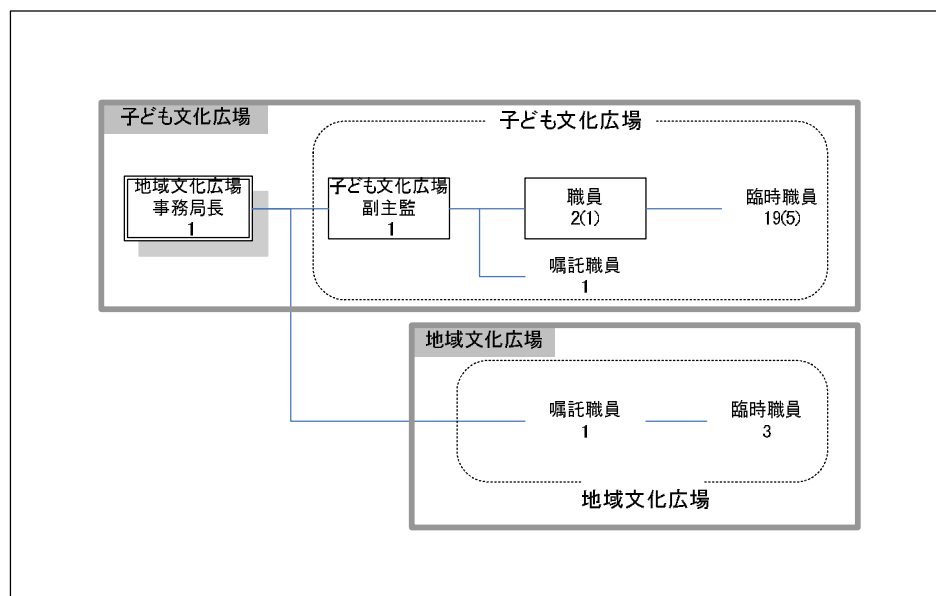
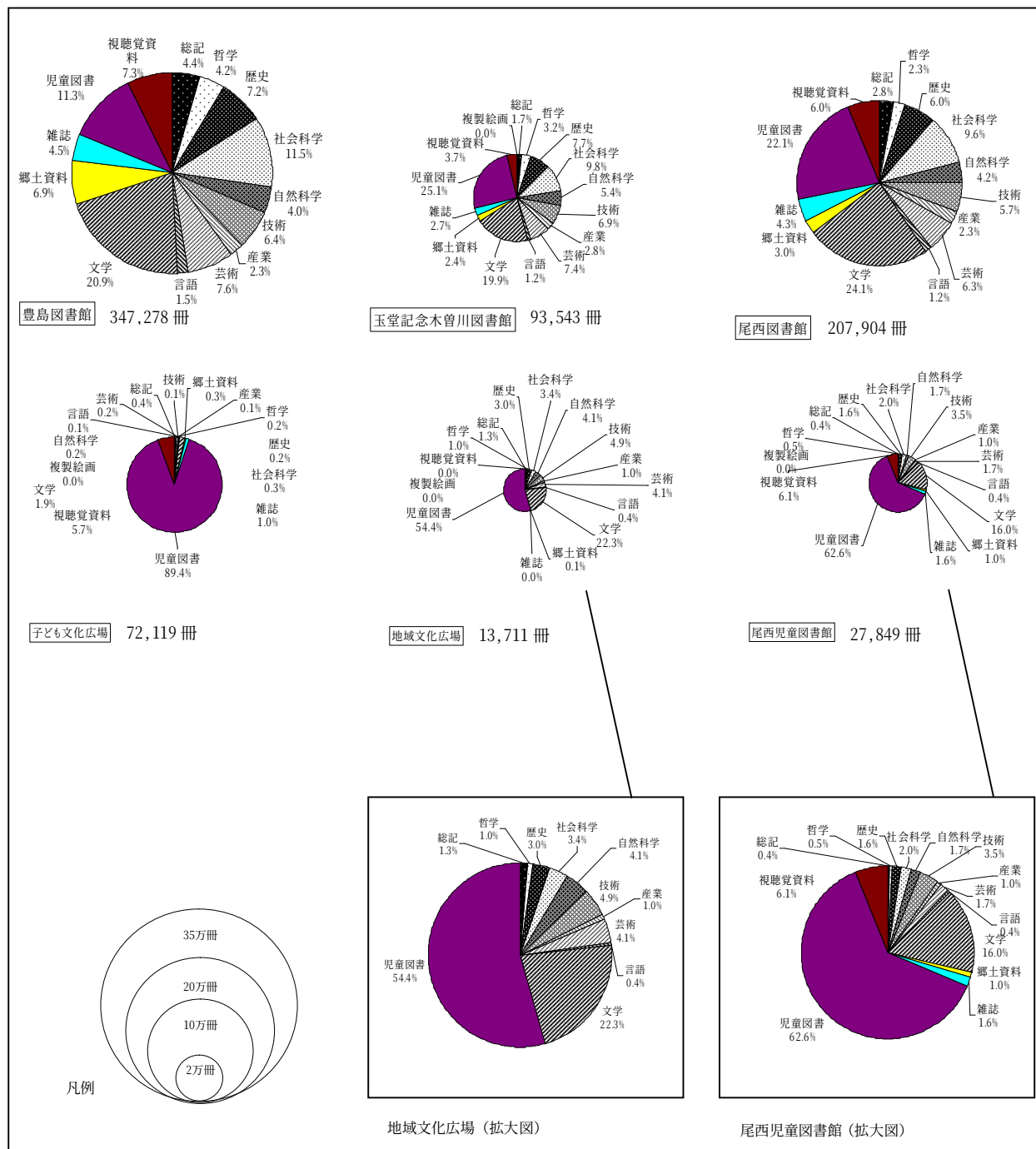


図 8-2 図書館組織図 [子文・地文] (平成 18 年度 8 月時点) ※ ()内は司書数

3.2.4 蔵書構成

市内 6 館の全蔵書数は、762,404 冊である。各館毎の蔵書数の比、及び蔵書構成を図示したものが図 9 である。豊島・尾西・玉堂記念木曽川図書館の 3 館については、豊島図書館の郷土資料の割合がやや多い(約 25,000 冊)他は、概ね似通った蔵書構成となっている。

また、特徴的な蔵書として、郷土資料に含まれる繊維関係の資料が豊島図書館に約 4,000 冊、尾西図書館に約 1,000 冊あるほか、有隣舎¹³から寄贈・寄託された約 1,900 冊がある。



(出典：平成 17 年度図書館年報をもとに作成)

図 9 市内各館における蔵書構成

¹³ 宝暦 10 年に、尾張藩儒官であった鷺津幽林によって開設された私塾。藩校の「明倫堂」とともに尾張の 2 大塾のひとつとして盛況を呈し、門下からは、大沼竹溪、佐藤牧、森春濤らを輩出したが、明治 40 年頃自然廃止。

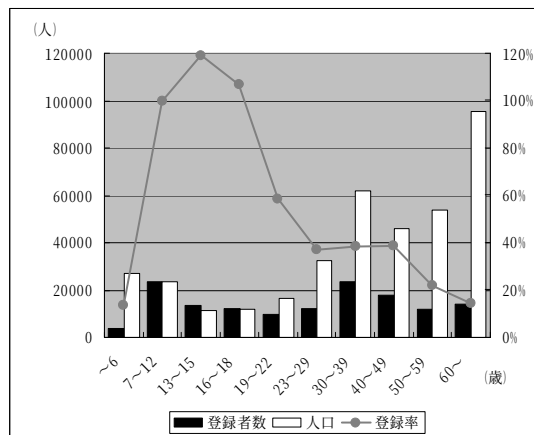
3.2.5 利用状況

1) 登録状況

登録者数は 118,696 人と、市内人口の 31.3% が利用登録を行っている。

登録率が高いのは 7～12 歳、13～15 歳、16～18 歳で、これは旧一宮市の学校図書館と市内図書館の貸出カードの共通利用が行われているためと考えられる。逆に登録率が低いのは 60 歳以上で、50～59 歳がそれに次ぐ。特に 60 歳以上の登録率については約 15% と、非常に低くなっている。登録については、学生が多く、高齢者が少ないという状況が見られる。

項目	定義	指標
登録率	登録者数/人口	118,696/378,725 = 31.3 (%)
登録者 1 人当たり		
蔵書冊数	蔵書冊数/登録者数	762,404/118,696 = 6.4 (冊)
貸出冊数	貸出冊数/登録者数	1,836,937/118,696 = 15.4 (冊)
蔵書回転率	貸出冊数/蔵書冊数	1,836,937/762,404 = 2.4 (回)



(出典：平成 17 年度図書館年報をもとに作成)

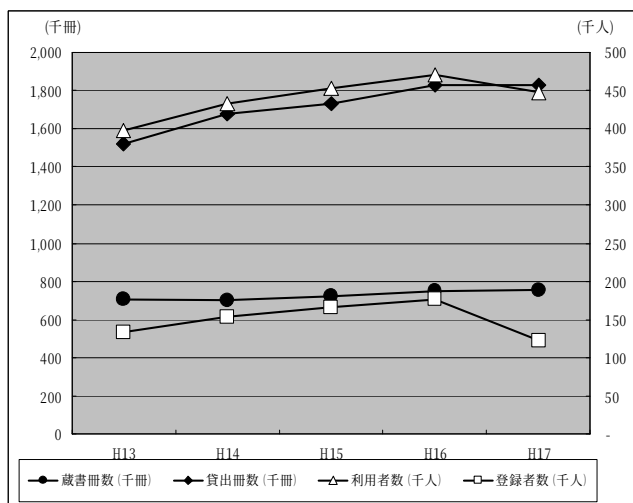
※人口よりも登録者数の多い年代については、重複登録及び市外登録者数が含まれるためと考えられる。

図 10 年代別人口・登録者数 (平成 17 年度)

2) 貸出状況

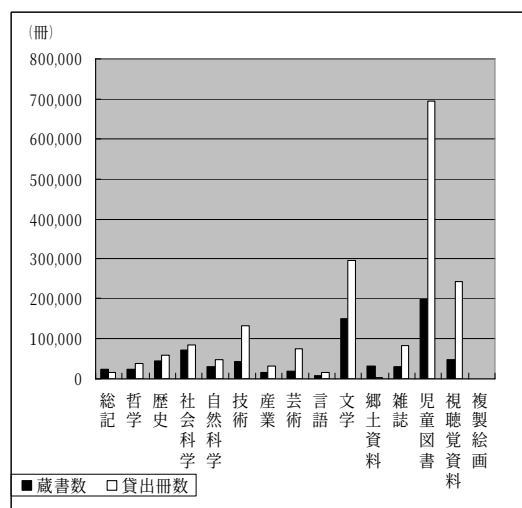
蔵書冊数の増加に伴い、貸出冊数も増加傾向にあるが、合併に伴う蔵書管理システムの統合により、登録者数・利用者数については、平成 17 年度は減少している。

また、分類別の貸出状況については、児童図書が最も多く、次いで文学、視聴覚資料となっている。特に児童図書と視聴覚資料については、蔵書数に比べて貸出冊数が大幅に多くなっている。



(出典：平成 17 年度図書館年報をもとに作成)

図 11 利用の推移 (平成 17 年度)

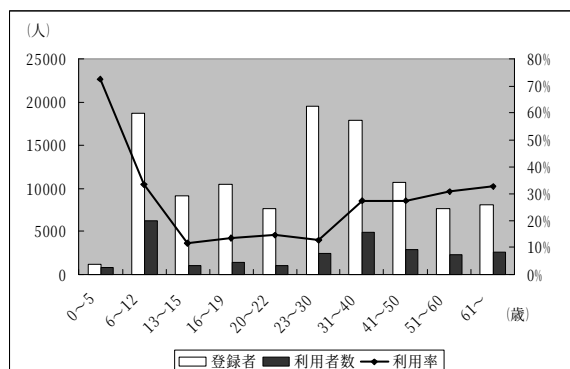


(出典：平成 17 年度図書館年報をもとに作成)

図 12 分類別蔵書数・貸出冊数 (平成 17 年度)

平成 16 年度に豊島図書館で実施したアンケート結果をみると、年齢別の利用者数では、小学生の 6～12 歳が最も多く、次いで 31～40 歳代が多くなっている。

また、利用率¹⁴については、0～5 歳が最も高く（登録者の 7 割以上が利用）、31 歳以上は概ね 3 割の利用率がある一方、中学生から 20 代の若い世代の利用率が低い結果となっている。



（出典：平成 16 年度『豊島図書館利用者アンケート調査』報告書をもとに作成）

図 13 豊島図書館年齢別登録者数・利用者数・利用率（平成 16 年度）

3.2.6 図書館情報システム

図書館情報システム及び MARC は、平成 17 年の市町合併を機に下記に統一された。

- ・ システムソフトウェア：NEC ネクサソリューションズ（LiCS-RIII）
- ・ MARC：TRC MARC

3.2.7 市外とのネットワーク

1) 東海地区図書館協議会による相互利用

東海地区では、東海地区図書館協議会による相互利用が充実しており、「資料相互利用に関する協定の制定 2005 年 5 月 11 日」に基づき、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県にまたがる公立図書館、大学図書館計 76 館（平成 18 年 4 月現在）が相互利用を行っている¹⁵。うち、地方公共団体は 57 館加盟している。

2) 岐阜・三重・富山県－愛知県間の相互利用

愛知県内においては、県立図書館は岐阜県図書館・三重県立図書館・富山県立図書館との間に定期便を設置しており、それぞれの県内の各市町村立図書館が個別に相互貸借を行うのではなく、各県立図書館を中継地として資料が一括して送られる仕組みとなっている。愛知県図書館を始め、県内の市町村立図書館 75 館及び分館 16 館の計 92 館（平成 17 年 4 月時点）が加盟し、岐阜・三重・富山県との相互利用を行っている。

3.2.8 学校支援

学校との連携については、蔵書検索システムを利用した小中学校読書支援事業を推進し、「朝の読書」や「調べ学習」への図書資料の提供等が行われている。また、団体貸出による支援や、移動図書館の配車等により、子どもの読書環境の整備に向けた支援が行われている。

¹⁴ 利用者数を登録者数で除したもの。

¹⁵ 東海地区図書館協議会のホームページより。

3.3. 駅ビル建替え構想

3.3.1 尾張一宮駅周辺地域再生整備事業

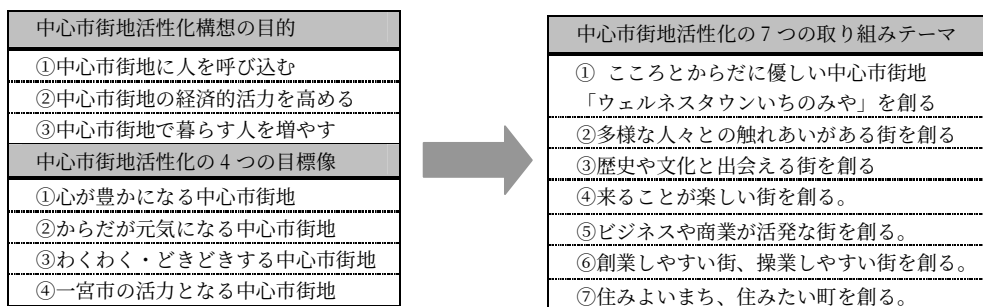
一宮駅周辺では、建設から 50 年以上経過した JR 尾張一宮駅舎の老朽化が進んでおり、有効な土地利用・施設の利用、市の玄関口としてのイメージの向上などの観点から、更新を望む市民の声が高まっている他、一宮市経済を長年にわたり支えてきた繊維産業の低迷や、郊外部における巨大商業施設の立地などを背景として、従来の中心市街地にあたる尾張一宮駅周辺地域では都市機能の相対的な衰退、特に商業機能の低下が顕著となっている。そのため、平成 12 年には『中心市街地活性化基本計画』が策定され、一宮駅を含む 180ha の中心市街地において様々な活性化事業の展開が図られたが、中心市街地における中小小売り商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況となっている。

そうした中、平成 16 年 6 月に地域再生計画『駅周辺のストックを活かした「歩いて暮らせる中心市街地にぎわい再生計画」』の認定を受け、その支援策である地域再生マネージャー事業の活用により、「尾張一宮駅周辺地域再生整備事業」による中心市街地活性化を進めている。

この事業の中で、尾張一宮駅周辺地域を質の高い都市サービス拠点として、また、既存の商業者・事業者の再活性化と共に新たな経済活動を産み出す拠点とするために、中心市街地活性化事業を進めるとともに、中心市街地のシンボルとなる尾張一宮駅ビル建設の計画を推進している。

1) 中心市街地活性化構想について

中心市街地活性化事業の実施にあたっては、平成 16 年度にそのマスタープランとなる「中心市街地活性化構想」が策定され、4 つの目標像、7 つの取り組みテーマ（図 14 参照）が掲げられた。これらの目標像、テーマ等においては「健康」がキーワードとなっており、「市民の健康増進に貢献する中心市街地」を形成し、一宮市全域における「こことからだが健康なまち＝ウェルネスタウンいちのみや¹⁶」を形成することを目指した取り組みがなされている。



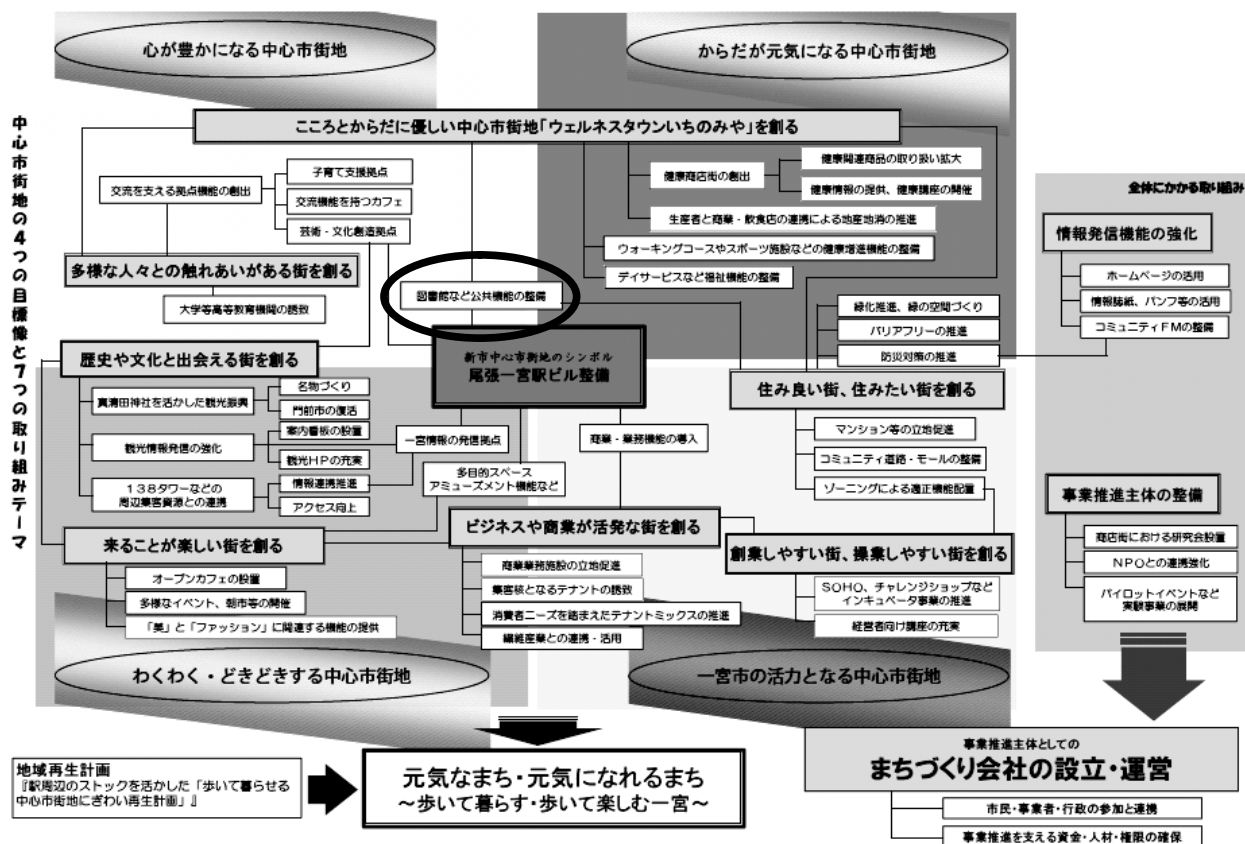
（出典：平成 16 年度『尾張一宮駅周辺地域再生整備事業報告書』をもとに作成）

図 14 中心市街地活性化構想の目標及びテーマ

¹⁶ 「ウェルネスタウンいちのみや」とは、美しく健やかなこことからだの形成を支援するまち、一宮独自の文化や産業を生み出すにぎわいのあるまち、安全・快適で良好な生活環境のまちのことを意味している。

そして、7つの取り組みテーマに沿って、下記のように、中心市街地活性化事業体系図（図15 参照）を作成し、各事業の実施、検討を進めている。

活性化事業の実施にあたっては、尾張一宮駅を中心市街地の活性化・賑わいの創出と、そのシンボルとなる尾張一宮駅ビルが施策の二本柱となっており、駅周辺のストックを活かし、「健康商店街研究会」の立ち上げ、チャレンジショップ・SOHO オフィスの運営、オープンカフェの設置などの事業を進めるとともに、尾張一宮駅ビル事業の事業化検討等が行われている。



（出典：『平成16年度尾張一宮駅周辺地域再生整備事業報告書』より）

図15 一宮市中心市街地活性化事業体系図

2) 尾張一宮駅ビル構想について

平成16年度には、市民アンケート及び中心市街地活性化推進協議会での意見、ならびに導入が想定される公共施設を踏まえた上で、駅ビルに求められる機能等が検討され「一宮市による尾張一宮駅ビル構想（案）」（表3 参照）が策定されるとともに、公共施設の導入についての検討が行われた。さらに、翌年度には、基本構想並びに民間事業者のヒアリング結果を踏まえ、施設内容が設定された（表4 参照）。施設の規模・機能等については、今後、具体的な施設計画の検討を進めていく予定である。

表 3 尾張一宮駅ビル構想（案）の骨子

駅ビル整備の目的 ■ 38万都市／新市・一宮の顔となる駅前にふさわしい景観の形成 ■ 中心市街地活性化＝ウェルネスタウン実現の一翼を担う拠点の形成 ■ “遊び心”と“夢”のある賑わい空間の形成
駅ビルに求められる機能 ■ 交流 多種多様な世代・主体が交流・参加する場 ■ 育成 人・文化・産業を育成する場 ■ 支援 市民生活・地場産業をサポートする場 ■ 創造 一宮の新たな価値を創造・発信する場 ■ 集客 外部から人を集め、中心市街地へ流入させる場
事業の前提 ■ 一部公共施設を導入するものの、安定的・継続的に自立運営が可能な施設
施設構成の考え方 ■ 駅の利便性を活かした機能性の高い施設の導入が必要 ■ 集客力やテナント誘致を強化・誘発するために、来訪者の回遊性、施設間の相互交流を高める施設構成・動線計画が必要 ■ 安定的・継続的に賃料収入が得られる施設の導入が必要

（出典：『平成 16 年度尾張一宮駅周辺地域再生整備事業報告書』をもとに作成。』）

表 4 導入機能

区分	施設	内容	規模
公共公益施設	市立図書館	・新市の中央図書館にふさわしい機能・設備の充実した施設	約7,000m ²
	市民活動支援センター	・市民活動団体等の情報発信や交流・活動拠点となる施設	300m ²
	子育て支援センター	・乳幼児連れの親子が自由に交流できる場や、子育て情報の提供、子育て相談等、多様な子育て機能を備える拠点施設	400m ²
	観光案内所	・観光案内、イベント情報や特産品の販売等を行い、一宮市を広くPRする施設	40m ²
	一宮駅交番	・市民の安全、地域の治安の確保を図るとともに、市民サービス機能としての施設	100m ²
民間施設	商業	・中心市街地や隣接する百貨店・商業施設とは異なる商業テナントの誘致	1,050～1,190m ²
	フィットネス	・ジム、スタジオ、プールを備えた施設	0～2,900m ²
	事務所	・民間テナント、商工団体、大学のサテライトキャンパス（一部、多目的ホールとしての利用を想定）	2,490m ²
	ホテル	・市内・地域におけるビジネスシーンをサポートするホテル（宿泊特化型で一部セミスイート等を導入）	4,025m ²
駐車場		・施設全体のための自走式立体駐車場（最低限の付置義務台数を確保）	4,895～5,705m ²

（出典：『平成 17 年度尾張一宮駅周辺地域再生整備事業報告書』をもとに作成。）

3.4. 市民要望

平成 16 年度から 18 年度にかけて実施されたアンケートをもとに市民要望を整理する。

3.4.1 『豊島図書館利用者アンケート調査』（平成 17 年 2 月実施）

市町合併後の図書館同士の連携を密にし、サービスの向上を図るために、豊島図書館において利用実態や意向・要望を把握するための来館者調査が行われた。

調査では、市外からの来館者が約 7%を占めており、その利用目的としては会社関係や営業関係の利用が多い結果となっている。また、主な交通手段としては、自転車・自動車での来館が全体の約 90%を占めている。充実して欲しい図書としては、「趣味・娯楽書」、「文学書」が多く挙げられており、自由意見においては会社関係等の専門書の充実、マンガ、ヤングアダルト向けの図書等への要望が見られた。充実して欲しい視聴覚資料に関する設問においては無回答が約 2 割で、よく利用する部屋についての設問で試視聴室は最下位である他、自由意見においても試視聴室を知らなかったとの意見も見られる。

また、施設・設備に関する自由意見としては、グループで話し合いや議論を出来る場、パソコンを利用できる設備、学生以外を対象とした学習室、駐車台数の改善等への要望が見られる。

3.4.2 『第 6 次一宮市総合計画市民アンケート調査』（平成 17 年 11 月実施）

平成 17 年度の市町合併を受け、新しい一宮市の総合計画（第 6 次一宮市総合計画）を策定するにあたり、市民の考える「住みよいまち・住みたいまち」を明らかにするため、住みよさのキーワードの優先度と生活課題の重要度が測定された。

図書館については、「《ふれあい》地域の人と人がふれあい、文化を大切にする一宮市」というキーワードにおいて触れられており、「図書館が充実しており、一宮市にゆかりのある図書も豊富に収蔵され、世代を超えて活用し楽しんでいる」ことが重要とする回答が全体の 32.3%であった。これにより、市民の間では図書館は資料・情報の拠点としての機能だけでなく、交流・文化の拠点としての機能が望まれていることが分かる。また、自由意見においては、開館時間・職員の対応・施設規模・開架冊数・検索システム・駐車台数等の改善に対する要望が見られた。

3.4.3 『(仮称) 中央図書館整備基本計画に関するアンケート調査』（平成 18 年 8、9 月実施）

(仮称) 中央図書館のあるべき図書館像、サービスや施設整備の水準等について「(仮称) 中央図書館整備基本計画」としてまとめるにあたり、市民及び図書館利用者を対象としたアンケートを行った。アンケート結果による市民要望の概要については、以下の通りである。

1) アンケート概要

① 市民アンケート

対 象：13 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出

調査方法：郵送配布・回収

調査期間：平成 18 年 8 月 24 日～9 月 4 日

総配布数：3,000 票

有効回答数（有効回答率）：968 票（32.3%）

② 利用者アンケート

対 象：市内図書館 4 館(豊島、尾西、玉堂記念木曽川、子ども文化広場)利用者

調査方法：直接配布・回収

調査期間：平成 18 年 9 月 3 日（日）、9 月 6 日（水）

総配布数：2,500 票

有効回答数（有効回答率）：2,017 票（80.7%）

2) アンケート結果

① 図書館利用の目的について

図書館利用の目的としては、本の貸出、返却が最も多い（利用者 64.3%、市民 70.2%）。そのため、1 回あたりの滞在時間についても、1 時間以内との回答が圧倒的に多くなっている（利用者 54.4%、市民 61.6%）。しかし、中央図書館に対しては、「余暇を楽しむことが出来る、目的がなくても気軽に立ち寄れる」ことを望むとの回答が多いことから、滞在型の図書館への要望があることが分かる（図 18 参照）。

また、市民アンケートにおいては、「60 歳代」、「70 歳代」の回答者の図書館利用の目的では「行事や講座に参加」（60 歳代：10.6%、70 歳代：13.8%）「くつろぎの場」（60 歳代：6.4%、70 歳代：17.2%）への回答率が高く、高齢者にとって図書館は憩いの場として捉えられていることが分かる。

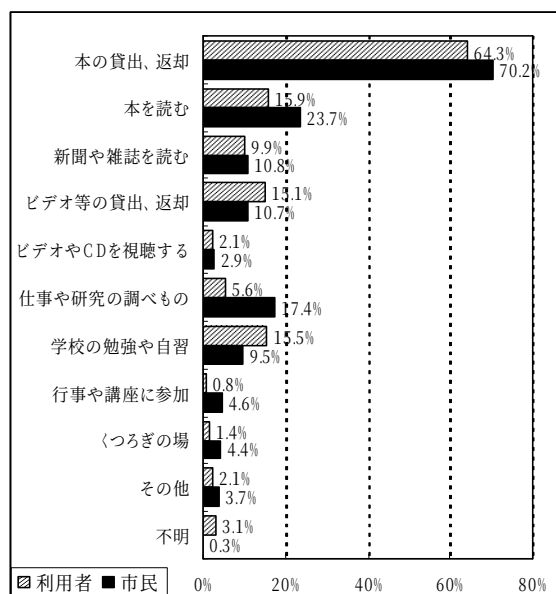


図 16 図書館利用の目的

（グラフ内の「利用者」は利用者アンケート結果、「市民」は市民アンケート結果を指す。図 17,18 についても同様。）

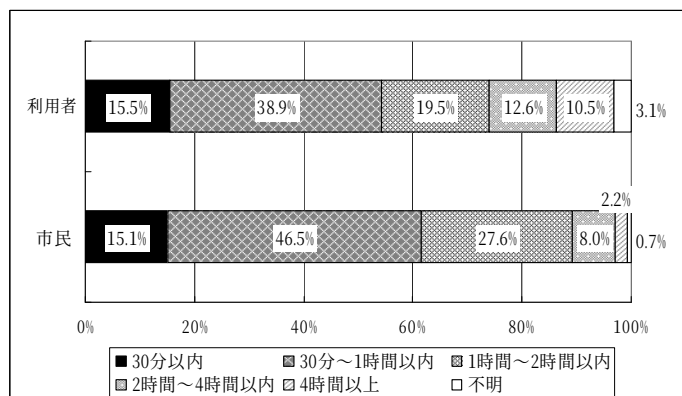


図 17 1回あたりの図書館滞在時間

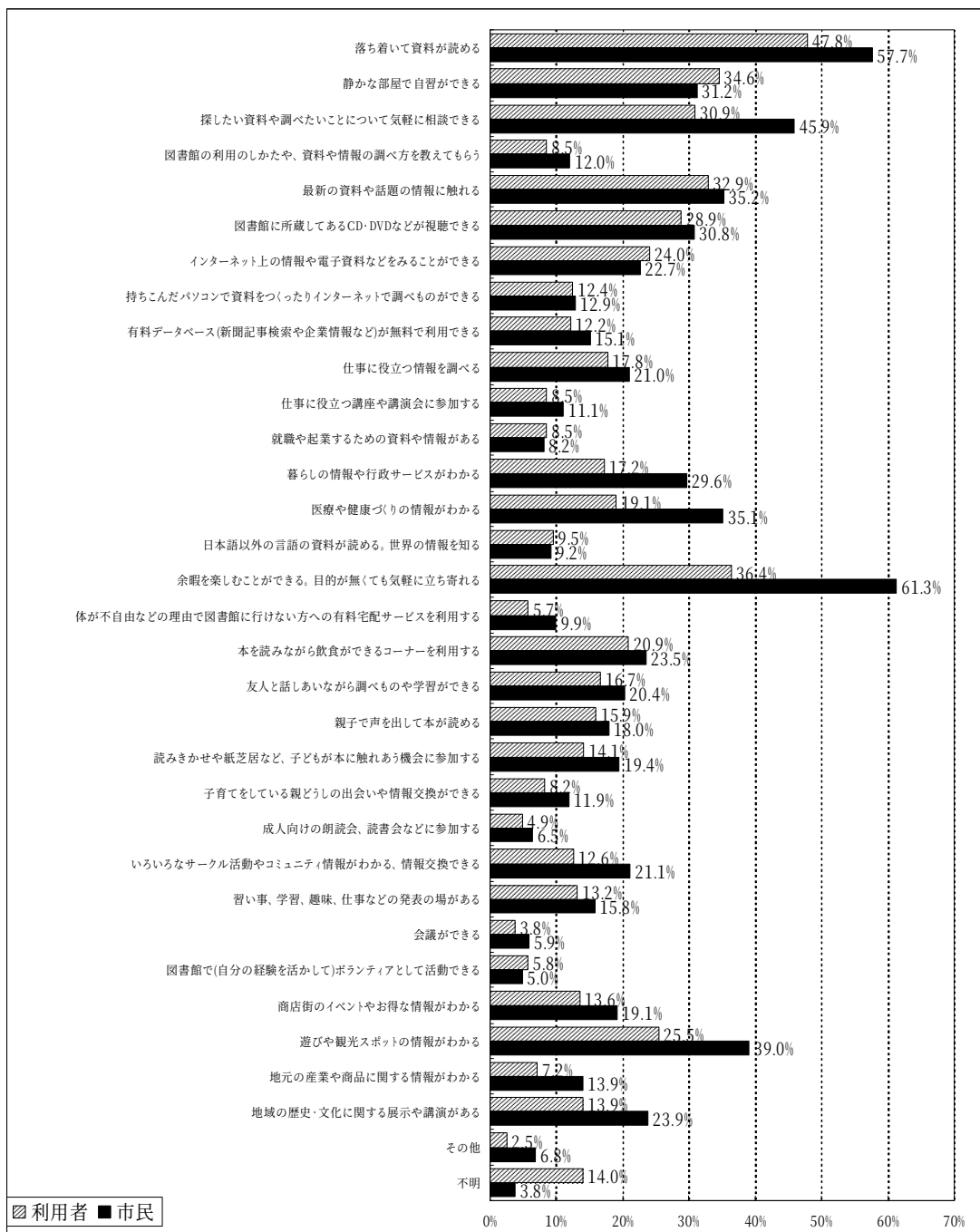


図 18 中央図書館でどのようなことができれば良いか

次に、図書館利用の有無と望まれる図書館像との関係を見ていく（図 19 参照）。市民アンケートにおいて、過去 1 年間に図書館を「利用したことがある」市民と「利用したことがない」市民との間で、中央図書館として望む図書館像に 5%以上の乖離が見られたものは以下の通りである。

図書館を「利用したことがある」市民の回答が「利用したことがない」市民の回答を 5%以上上回ったのは、「静かな部屋で自習が出来る」、「最新の資料や話題の情報に触れる」、「習い事、学習、趣味、仕事などの発表の場がある。」であった。

逆に、図書館を「利用したことがない」市民の回答が「利用したことがある」市民の回答を 5%以上上回ったのは、「探したい資料や調べたいことについて気軽に相談でき

る」、「図書館の利用の仕方や、資料や情報の調べ方を教えてもらう」、「インターネット上の情報や電子資料などをみることができる」、「有料データベースが無料で検索できる」、「体が不自由などの理由で図書館に行けない方への有料宅配サービスを利用する」、「地元の産業や商品に関する情報がわかる」であった。

以上のことから、今後、図書館を「利用したことがない」市民の利用を促進するためには、利用案内・レファレンスの充実、インターネット・データベース端末の充実、有料宅配サービスの拡充、地場産業関連情報の提供等を図ることにより、これらの潜在的利用者ニーズに対応していくことが必要と考えられる。

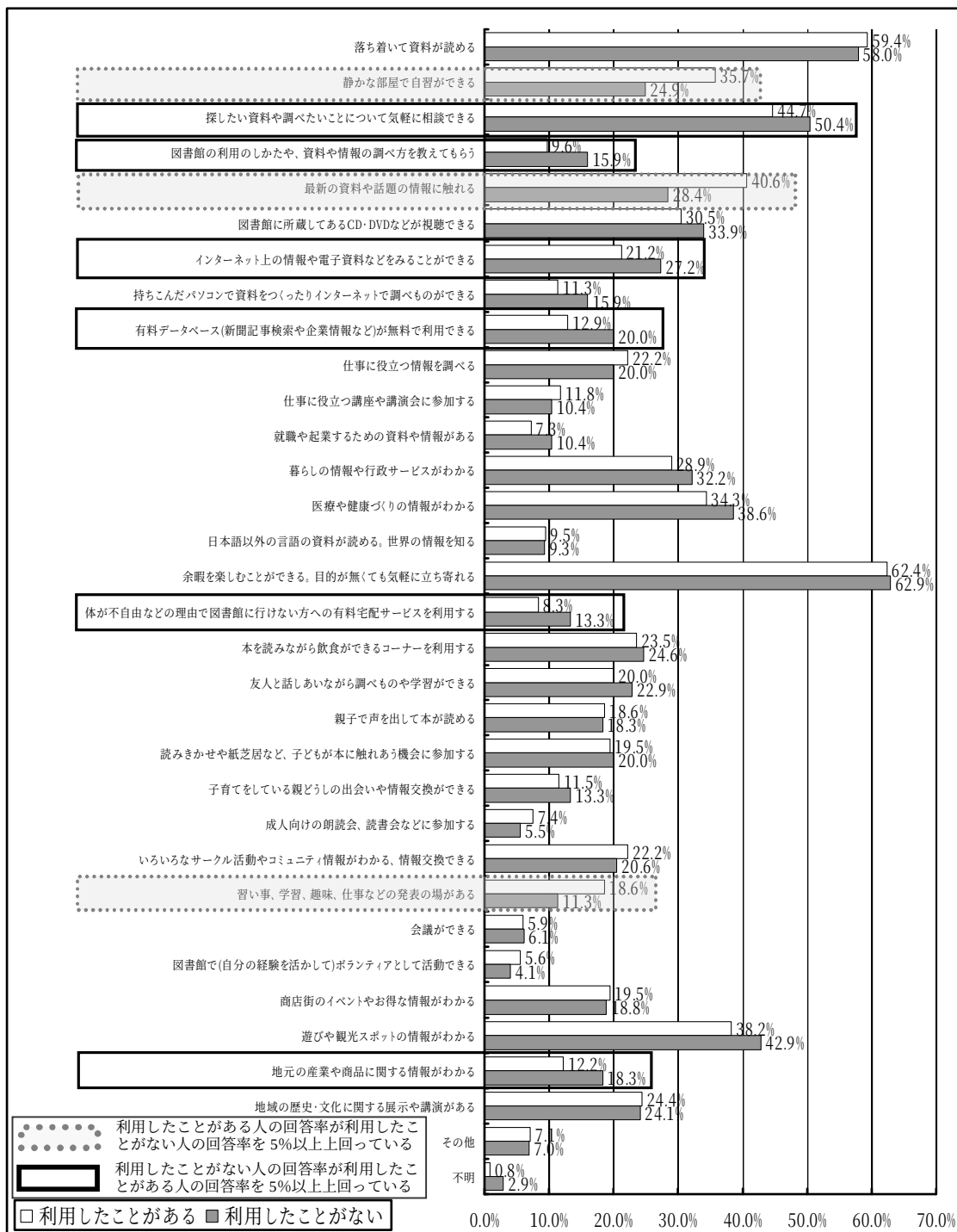


図 19 図書館利用の有無と望まれる図書館像

② 資料・情報について

利用者アンケートにおいては、図書館資料の量や種類に満足していないとの回答が31.9%であった。特に、19歳～50歳代の利用者や、移動図書館（ほたる号）利用者からの不満が多いことから、これらの利用者ニーズへの対応の必要がある。また、中央図書館に充実を望む資料としては、趣味・娯楽書が最も多く、次いで文学書・専門書となっている。その他、雑誌、絵本、児童書、DVD・ビデオ等へのニーズも見られた。

また、中央図書館に望むこととしては、「会社員」、「自営業」の回答者には「仕事に役立つ情報」に関するニーズが多いほか、「専業主婦」の回答者からは子育て情報に対するニーズも多く見られた。

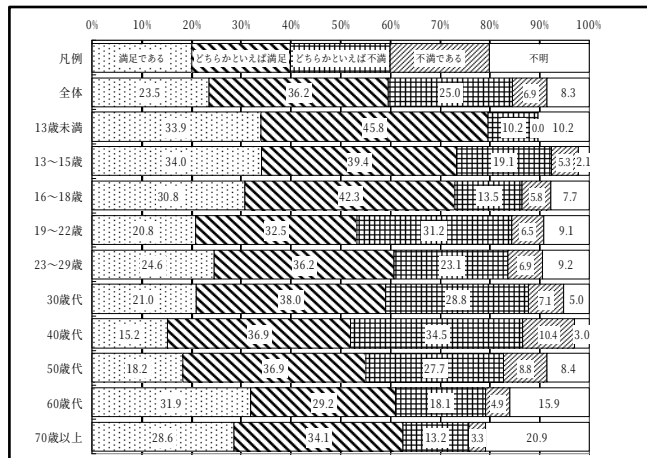


図 20 年代別の資料の量・種類に対する満足度

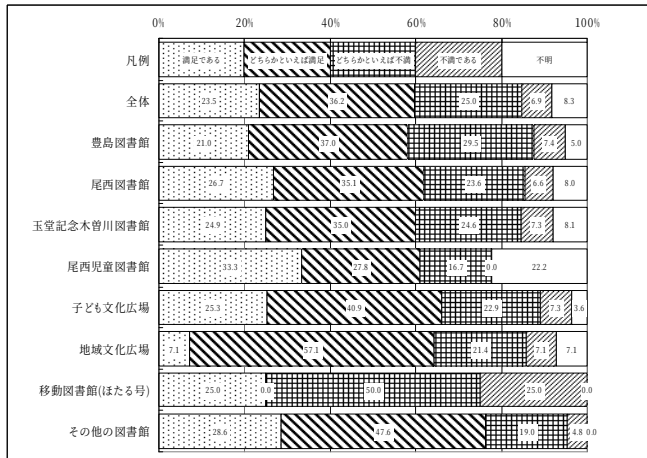


図 21 図書館別の資料の量・種類に対する満足度

③ 開館日・開館時間について

利用者アンケートによると、開館日・開館時間帯に満足していないとの回答が27.8%であった。特に、学生・会社員の利用者、豊島図書館・地域文化広場の利用者からの不満が多い。中央図書館の開館時間帯としては、市民アンケート・利用者アンケート双方において、9時開館、21時閉館が良いとする回答が最も多かった。これらを踏まえ、今後はより多くの市民が利用しやすい開館日・開館時間の設定が必要となる。

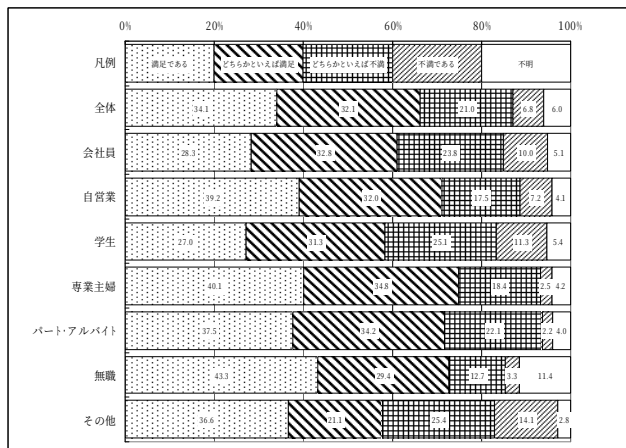


図 22 職業別の開館日・開館時間に対する満足度

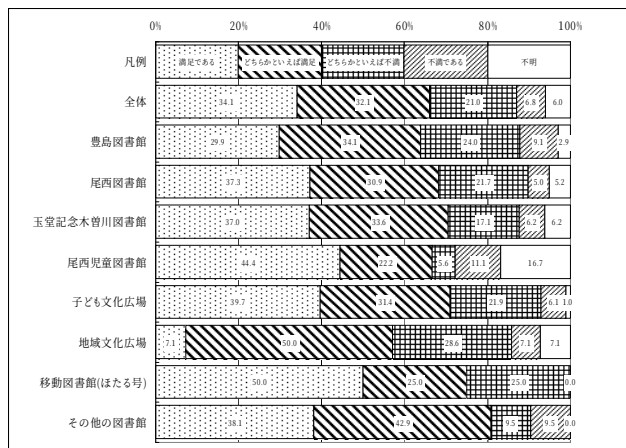


図 23 図書館別の開館日・開館時間に対する満足度

④ 図書館利用の地域格差について

市民アンケートによると、図書館利用の有無に地域格差が見られる。過去 1 年間に図書館を「利用したことがある」との回答が多いのは、「北方地区」(75.0%)、「木曽川地区」(73.2%)であり、旧木曽川町での利用率が高い。これは、玉堂記念木曽川図書館が整備された影響によると考えられる。逆に、「利用したことがない」との回答が多いのは、「浅井地区」(60.5%)、「萩原地区」(47.1%)、「丹陽地区」(41.4%)などであり、市の縁部の地区が多い。今後はこれらの地区の利用を促進するような取り組みも必要と考えられる。

3.4.4 ヒアリング結果

中央図書館整備に関して市内の図書館ボランティア団体、図書館利用団体、福祉団体にヒアリングした結果、以下のような意見があった。

1) 図書館ボランティア団体

- 中央図書館の整備を機に、中央館と地域館との役割分担について検討が必要。
- 駅ビル立地という特性を活かし、通勤・通学者層を対象としたサービスの提供が必要。
- 駅ビルに中央図書館が設置された場合、駐車場が有料となるのが心配である。

2) 図書館利用団体

- 若い人がサークルに参加するような仕組みが欲しい。中央図書館に各利用団体の発表の場を設けることで、活動の活性化につながる。
- 中央図書館として全市民が利用しやすいことが大切であり、公共交通の整備を含めて検討する必要がある。

3) 福祉団体

- 図書館として資料を収集・提供するだけでなく、障害者を含む全市民にとって利用しやすい施設とする必要がある。
- 障害者本人が図書館を利用し、直接資料を借りられるようにして欲しい。
- バリアフリーを充実して欲しい。
(利用しやすいトイレ、車椅子でも利用しやすい机・書架、音声パソコン、視覚障害者のための音による入口サインなど)

3.5. 中央図書館整備にあたっての課題

3.5.1 現行図書館の問題点と課題

1) 市域全体のネットワークの充実

① 市内全域における一元的なサービスの提供

本市は、平成 17 年度に 2 市 1 町が合併したため、それに伴い図書館サービスの対象地域も拡大した。合併にあたっては、図書館システムの統一、移動図書館のサービスステーションの追加¹⁷が行われたが、サービスの提供は依然として合併前の 3 地区に分かれて行われている。今後は、市域全体の図書館ネットワークを形成することにより、市内全域における一元的なサービスの提供を図る必要がある。

② 中央図書館を中心とした市内図書館ネットワークの形成

市町合併後は、豊島図書館が中央館としての役割を担っているが、館長・事務局長を配置している点、移動図書館を運営している点以外には特に特徴的なサービスは行われていない。今後は、中央図書館を市内図書館の中核に位置づけることにより、市内図書館ネットワークの形成、ネットワークに基づいた図書館間の協力体制の確立を図る必要がある。

③ 各図書館の役割分担、蔵書構成、サービスの見直し

図書館サービスの対象地域の拡大と共に、中央館、地域館それぞれの役割についても見直す必要がある。現在、豊島・尾西・玉堂記念木曽川の 3 館においては、ほぼ横並びのサービスが展開されている。また、豊島・尾西の 2 館においては、蔵書冊数が収蔵能力を上回るという状況も見られる。中央図書館の整備を機に、各館の役割、蔵書構成、サービスについて検討し、効率的な図書館運営を図る必要がある。

④ 市外図書館や学校、関連施設との連携の充実

現在は、合併前の図書館ネットワーク体制が残っており、その中核となる図書館が明確でないことなどから、市外図書館や市内関連施設との連携も十分とはいえない。今後はこれらの施設との連携を強化することにより、より充実したサービスの提供、サービスの質向上を図る必要がある。また、子どもの読書活動や学習活動の推進に向け、学校図書館に対する支援についても積極的に行っていく必要がある。

2) 市民の多様な学習ニーズへの対応

① 高度で専門的なサービスの充実

現在、豊島・尾西・玉堂記念木曽川の 3 館においては、貸出サービスの他、読み聞かせ、講座・講習会、除籍資料のリサイクル、中学生の職場体験学習等、ほぼ横並びのサービスが提供されており、蔵書構成も概ね似通っている。今後は、中央館として、市内全域の市民を利用対象とした、より高度で専門的な図書館サービスの提供につい

¹⁷ 平成 17 年度より 3 ステーションが追加された（尾西地区：開明小学校・朝日西小学校、木曽川地区：木曽川東小学校）

て、その提供方法、豊富な情報量の確保等について検討の必要がある。

② 資料収集と蔵書構成の充実

アンケートにおいては、図書館の図書・雑誌・AV 資料の量や種類を不満とする回答が多く見られる他、文学書・娯楽書・専門書・雑誌・児童書・DVD・ビデオ等の資料の充実を望むとの回答が見られた。今後は、市民の効果的・効率的利用が可能となるような蔵書の充実を図り、多種多様な資料要求に応える必要がある。それに加えて、市民の調査・研究・学習を支援するようなレファレンス機能についても、その更なる充実が必要となる。

③ 高度情報化への対応

現在、豊島・尾西・玉堂記念木曽川・子ども文化広場にはそれぞれ web ページの閲覧を目的としたインターネット端末が設置されている。しかし、各館 1 端末ずつの設置であるため、その数が不足している。また、その利用能力を持つ人と持たない人との間におけるデジタル・ディバイド¹⁸の発生も懸念される。今後はこれらの問題に配慮しつつ、情報通信技術を効果的に活用していく必要がある。さらに、電子資料の充実や、外部データベースからの情報入手等についても検討の必要がある。

④ 国際化への対応

社会の幅広い分野における国際化の進展と共に、本市においても市民が国際理解や多文化理解を深めることが必要とされている。また、本市は県内で 8 番目に外国人登録者数の多い市であることから、図書館においても在留外国人のためのサービス提供が不可欠と考えられる。しかし、現在、外国語による利用案内書等は設置されていない。今後は市民の国際教育への貢献、外国人をはじめとする様々な文化的背景を持つ人を対象にしたサービスの展開についても検討し、幅広い市民の学習ニーズに応えることが課題となる。

⑤ 若年層の読書活動の推進に向けた対応の充実

近年、若年層を中心とした活字離れが進んでおり、人間形成に果たす読書の役割の大切さが再認識されつつある。本市においては、市立図書館と旧一宮市内の学校図書館のカードが統一されていることもあり、若年層の利用登録率が高い。しかし、実際の利用については、中学生から 20 代の利用率が低いという状況が見られる。今後は、子どもだけでなく、若年層の読書活動の推進に向けた対応の充実が望まれる。

⑥ 図書館に来館出来ない市民への対応の充実

現在、豊島図書館においては、移動図書館の運営及び、障害者に対する郵送サービスが行われている。しかし、障害者の他にも、自宅からの外出が難しい高齢者、病院・養護施設・老人ホーム・介護施設等の入所者も図書館の利用が困難と考えられる。今後の高齢化社会の進展により、これらの図書館へ来館出来ない人々も増加すると考え

¹⁸ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。

られることから、こうした人々への対応の充実についても課題となる。また、浅井・萩原・千秋といった市立図書館から離れた地区の居住者については、図書館の利用が少なく、利用頻度も低いという状況が見られることから、こうした図書館利用の地域格差についても対応を充実する必要がある。

⑦ 市民の多様なニーズに対応出来るスタッフの配置

市内部の異動等の関係で、図書館では長期にわたり経験を積んだスタッフが不足している。資料の選択、組織化、利用者からの相談への対応などは、専門的教育を受けた上で現場経験を積むことにより、的確に行うことが可能となる。今後は、市民の高度かつ多様なニーズに対応するため、有資格者かつ経験を積んだ職員の充実した配置についても検討の必要がある。

また、より高度なサービスの提供に向け、ビジネス・福祉・多言語等の能力を持つスタッフの配置も望まれる。

⑧ 市民の多くが利用しやすい開館日・開館時間帯の設定

現在の市立図書館の開館時間は基本的に 10:00～18:00 となっており、夜間開館しているのは尾西図書館（毎週木曜日、21:00 まで）のみという状況となっている。そのため、会社員や学生にとっては利用しづらい時間設定となっており、アンケートにおいても開館日・開館時間を不満とする回答が多く見られた。そのため、今後はより多くの市民が利用しやすいような開館日・開館時間の設定が望まれる。

⑨ 施設・設備面の充実

市立図書館 6 館のうち、豊島図書館・尾西図書館・尾西児童図書館・地域文化広場では施設の老朽化が進んでいる。特に豊島図書館については、築 40 年以上が経過しており、エレベーターがないことなども問題となっている。今後は、施設・設備面での充実を図ることにより、より多くの市民の快適な利用を支援する必要がある。

3) 地域におけるふれ合い、情報収集の場としての取り組みの充実

① 余暇を楽しむ場、ふれ合いの場としての取り組みの充実

現在の市立図書館は、市民にとって本を借りて帰る場として利用されることが多く、図書館への来館目的としては本の貸出・返却が圧倒的に多い。そのため、1 回あたりの滞在時間についても、1 時間以内が最も多くなっている。しかし、今日の余暇・自由時間の増大と共に、市民がくつろぎながら楽しく時間を過ごすことの出来る滞在型の図書館が求められている。今後は、図書館に多様な資料、人々が集まることで、余暇を楽しむ場、新たなふれ合いの場としての機能を持つことが期待される。

② 地域の課題の解決に向けた取り組みの充実

近年、図書館には地域の課題解決拠点としての役割が望まれつつある。本市においても少子・高齢化、産業構造の変化、コミュニティの希薄化、外国人登録者数の増加

等の影響による諸課題について、図書館サービスとして対応を充実していくことが必要である。

例えば高齢化対策については、図書館は高齢者が地域社会に参加する際に最も参加しやすい場の1つと考えられている¹⁹が、市内の60歳以上人口の図書館利用登録率は約15%と非常に低く、高齢者のニーズに合った講演会、講座等が的確に開催出来ない状況にある。

今後は、図書館を舞台に市民が学習活動や文化的活動を進めることにより、地域の課題の発見・解決へとつながるような仕組みづくりを行うことが課題となる。

3.5.2 駅ビル図書館としての課題

1) 駅ビルとしてのポテンシャル

尾張一宮の駅前の立地特性は以下のように整理できる。

- JR、私鉄3路線とバス網が集中し、通勤、通学、買い物等の利便性が高い。
- 駅利用者数が市内で最大である。
- 市内最大の商業集積地である。
- 一宮市役所が近く、周辺の公共公益機能が集積している。
- 尾張の「一の宮」である「真清田神社」の最寄り駅である。

2) 中心市街地活性化への寄与

尾張一宮駅ビル構想（案）の骨子（表3）に示した駅ビル整備の目的にもある通り、尾張一宮駅ビル事業は、中心市街地活性化に資する拠点形成の役割を担っている。その一機能として図書館の導入が検討されていることから、中央図書館の空間・サービスには以下の役割が期待されている。

① 交流の場としての役割

多種多様な世代・主体が交流・参加する場として、他の公共公益機能や民間施設との連続性、一体性のある空間形成やしかけづくりが必要。

② 育成・支援・創造の場としての役割

人・文化・産業を育成する場としての役割、市民生活・地場産業をサポートする場としての役割を担うことが必要。また、一宮の新たな価値を創造・発信する場として、情報提供空間としての機能だけでなく、情報を提供するサービスの充実が求められる。

③ 集客装置としての役割

外部から人を集め、中心市街地へ流入させる場として、初めて一宮を訪れる人たちへの多様な情報提供や、これまで図書館を利用していなかった市民も日常的に利用したくなる魅力ある情報提供やサービスを充実する必要がある。

3) 他都市の駅前図書館における特徴的なサービス

近年、駅前の複合施設内に図書館の入る事例が多く見られる。それらを以下に示す。

¹⁹小田光宏『図書館サービス論』社団法人日本図書館協会、2005年、p184に詳しい。

① 相模原市立橋本図書館-マルチメディア情報センター²⁰（神奈川県、JR・京王線橋本駅）

橋本駅北口直近の再開発ビル「ミウィ橋本」に平成13年9月に開館した。ミウィ橋本は、地下1～5階が民間商業施設、6～9階が公共施設となっており、図書館は6階に位置している。マルチメディア体験室や研修室におけるパソコンの開放の他、特徴的なサービスとして、起業家の自立や新事業の創出、地域経済の活性化の促進に向けたビジネス支援が行われている。

- 有料データベース（日経テレコン）による情報提供
- ビジネスコンサルティング（NPO St-ART に委託）
- ビジネス支援コーナーの設置
- ビジネスに関するレファレンスの実施

② 静岡市立御幸町図書館²¹（静岡県、静岡鉄道新静岡駅）

再開発ビル「ペガサート」の4、5階部分（2,094 m²）にある図書館で、平成16年9月に開館した。従来の地域館としての機能を受け継ぐ一方で、同ビル6、7階に併設されている静岡市産官学交流センターと連携することなどにより、以下のような高度なサービスの提供が図られている。

- ビジネス支援サービス
- 郷土の産業・企業に関する資料の提供
- 多言語サービス

③ 結城市立ゆうき図書館²²（茨城県、JR 結城駅）

結城市民情報センターに併設された図書館で、平成16年5月に開館した。同センターには図書館の他にキッズスペースや多目的ホールなどがある。市民のための複合施設として「人と人、人と情報の交流を通して地域活性化を図ること」が施設全体の基本的な考え方とされ、図書館はその中心的施設としての役割を担っている。地域活性化を目指した情報提供を行うために、以下のようなサービスが提供されている。

- 貸出用ノートパソコン110台（インターネット、DVD 閲覧用）
- オンラインデータベースの無料提供
- 雑誌タイトル数400誌以上

²⁰ 詳細については、<http://www.lib.sagamihara.kanagawa.jp/hashimoto/index.html> 参照のこと。

²¹ 詳細については、<http://toshokan.city.shizuoka.jp/toshokan/miyuki/information.htm> 参照のこと。

²² 詳細については、<http://www.lib-yuki.net/index.html> 参照のこと。

4. 基本方針

4.1. 本市におけるこれからの図書館サービスの在り方

本市におけるこれからの図書館は、全ての市民の生活に結びつき、市民のより充実した生活を支援するためのサービスを提供する。それにより、人々の生活や地域社会におけるさらなる潤いの創出、豊かさの形成を図る。そのため、以下の点を重視する。

1) 全ての市民に充実した図書館サービスを提供する

市内のどこに住む市民でも図書館を利用することが出来るのは勿論のこと、全ての市民が同様に満足のいく図書館サービスを受けられるよう努める。市町合併による市域拡大に対応し、一元的な市内図書館サービス網を運営することにより、市内全域に対して充実したサービスの展開を図る。

また、図書館サービス網における中央館と地域館の役割を明確化し、蔵書規模や蔵書構成、サービス内容等を見直すことなどにより、サービスの質向上、効率的な図書館運営を図る。

2) 社会の変化に対応し、市民生活における生きがい・潤いの創出を支援する

社会の成熟化、高齢化社会への移行、ライフスタイルの多様化などにより、市民の間には、生涯を通じて学び続けたい、学習を通じて生活を豊かにしたいなどの意欲の高まりが見られる。本市における図書館サービスは、こうした市民の学習意欲に応えることにより、人々が充実した文化的生活を送るための支援を行っていく。

また、その際には、市民のニーズにすばやく的確に応えられるよう、社会や時代の変化に対応したサービスの提供に努める。

3) 地域社会における豊かさの創出を支援する

これまで図書館は個人の利用者を中心としたサービスを提供することが多かった。しかし、図書館は様々な世代・職業の人々が自発的に集まる場所であることから、そこを舞台とした学習・文化活動をもとに、人と人との交流、新たな地域文化が創出されることへの期待が高い。今後は、市民に対して求心力と影響力を持つ施設として、人々が集まり、学び、楽しみ、創造し、表現する場となることで、地域社会における豊かさの向上につながるようなサービスの提供を図る。

4.2. 中央図書館整備の基本方針

4.2.1 基本コンセプト

中央図書館整備の基本コンセプトを以下のように設定する。

知をつむぐ 学びふれあい憩いの場

市民や地域の知的・創造活動を支える 参加型図書館を目指して

中央図書館は、そこにある資料・情報等を通じて、人々が生涯にわたって主体的に学び続ける場としての役割を持つとともに、新たな出会いや交流を創出する場、人々のやすらぎの場となることが期待される。

また、一宮市の特色でもある繊維産業を象徴する「つむぐ」という言葉に個性ある地域文化への愛着を育てていく役割を期待するものである。

4.2.2 基本方針

上記の基本コンセプトを展開し、以下の3点を基本方針とする。

方針1：図書館ネットワークの中核拠点としての機能充実を図る

市立図書館の中核として図書館ネットワーク体制を確立し、市内の学校図書館・関連施設、市外図書館等と連携することにより、一元的なサービスの提供を図る。市立図書館サービス網の中心として資料・情報の流通を円滑に行うことにより、その有効な利用を促進する。

方針2：市民生活やまちの課題解決に資する、高度で専門的なサービスを提供する

市内全ての市民を利用対象とすることから、専門的資料や地域資料の提供といったサービスの他、情報通信技術等を活用し、多様なメディアを利用したサービスを提供するなど、時代や社会の変化に対応したより高度で専門的なサービスを提供することにより、全市民の多様なニーズへの対応を図る。

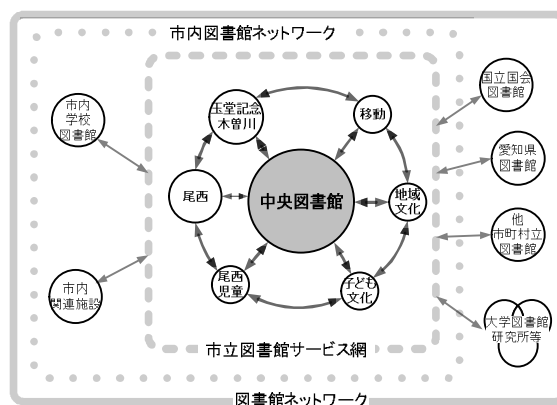
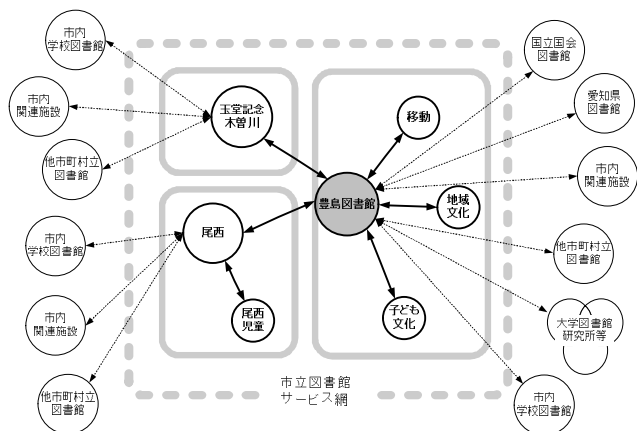
方針3：にぎわい・ふれあいの場として交流・情報機能を充実する

駅ビル立地という特性を活かし、市民の交流の場・機会づくりに努める。その一環として、各地域館等を拠点に活動するボランティアの調整もその重要な役割となる。また、駅前、中心市街地における情報拠点として、様々な関連機関と連携し、情報の提供を行う。

4.2.3 図書館ネットワーク・サービス網における中央図書館の役割

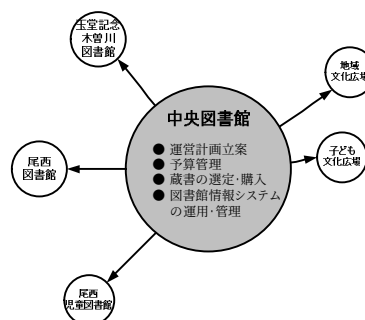
1) 図書館ネットワークにおける拠点機能

市町合併による生活圏の拡大に対応し、全市民に対して有効なサービスを提供するためには、中央図書館を中心とした図書館ネットワークを確立する必要がある。その際には、市立図書館同士の連携を強化するだけでなく、学校図書館、市内関連施設、市外公共図書館等を含んだネットワークの形成が不可欠であり、中央図書館はその中枢窓口としての役割を担うことになる。



2) 市立図書館サービス網における拠点機能

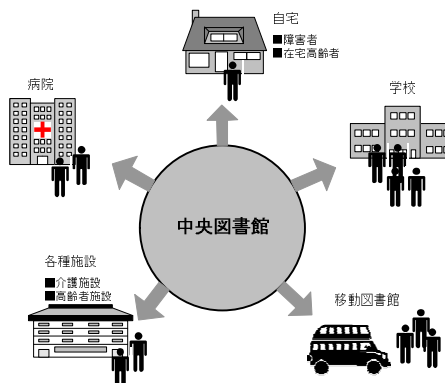
市立図書館サービス網において中央図書館は、すべての市民に平等に、充実した図書館サービスが行き渡るよう、市立図書館施策の中心としての役割を担う。全市的な図書館の運営計画の策定、蔵書の選定・購入方針の決定、図書館情報システムの運用などを行うことにより、市立図書館サービス網を一元的かつ効率的に管理・運営し、資料・情報の有効な活用を図る。



3) アウトリーチ²³活動拠点としての機能

中央図書館は、図書館に来館することが出来ない市民に対しても図書館サービスを展開し、学習の権利の保障を図るため、アウトリーチ活動拠点としての機能を持つ。

特に、障害者・高齢者・入院患者等は、図書館に来館することが難しいため、サービスからの阻害が発生しやすい。これらの人々を含む全ての市民に図書館サービスを提供するため、アウトリーチ活動を重視すると共に、有効な方法を追求する。



4.2.4 高度で専門的なサービスの提供拠点としての中央図書館の役割

本市の全ての市民に対して有効なサービスを提供するためには、中央図書館の役割と地域館（分館）の役割の明確化が必要である。中央図書館では、中央館として専門性を高めると共に、地域館への支援等を行う。そして、地域館では、それぞれの地域に密着したサービスの提供を行っていく。

また、中央図書館は中央館としての機能充実に加え、その近隣住民に対しては地域館と同

²³ アウトリーチとは、手を差し伸べる、という意味で、公共図書館サービス・エリアの中に存在しながら、サービスを享受していない、あるいはサービスを受けない人々へのサービスをいう

様な地域サービスを提供していくことになる。しかし、児童への資料提供については、中央図書館の導入が検討されている駅ビルには不特定多数の人が出入りすることから、子どもの安全面での問題が懸念されるため、部分的な夜間の利用制限や子ども文化広場により多くの機能を集約するなど、運営体制や役割分担に留意する必要がある。

本市には、既存の地域館が5館存在することから、中央図書館はこれらと協力することにより、市立図書館サービス網における役割を明確化し、地域館では対応できないようなサービスの提供を行うことで、よりの確に市民ニーズに対応していく。

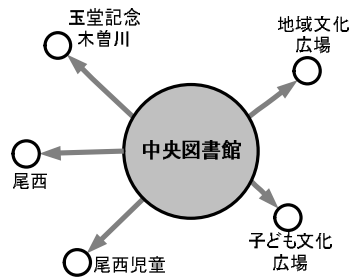


図 28 地域館のサポートのイメージ
(中央館としての役割)

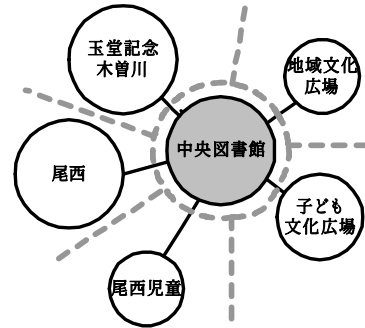
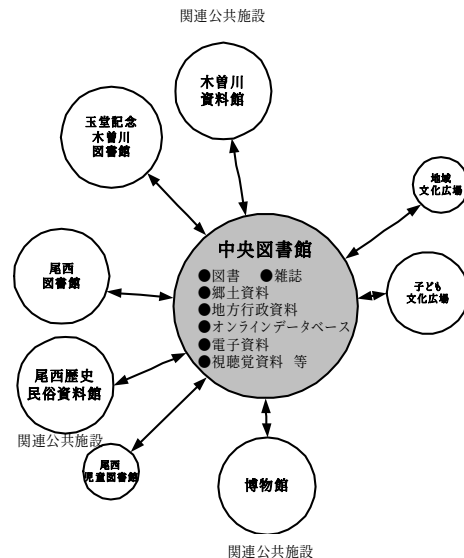


図 29 地域サービス提供イメージ
(地域館としての役割)

1) 資料収集・保存・提供拠点機能

社会の様々な変化に対応し、幅広い世代、職業の市民の要求に応えるため、多様な資料の収集・組織・保存・提供を継続的に行う。また、市立図書館で収集した資料のうち、長期的に保存する必要のあるものについては、一括的に管理する。さらに、地域館では対応の難しい専門的な資料の収集や、資料のデジタル化についても積極的に取り組んでいく。

また、合併以前のものを含む本市独自の歴史・文化等を伝承していくために、郷土資料等の地域に関する資料の保存にも力を入れることとする。その際には、博物館や歴史民俗資料館等の市内関連公共施設との連携を図る。



2) 多様な市民の生涯学習拠点としての機能

中央図書館は、多様な市民の生涯学習拠点として各利用対象に応じた支援を行うことで、市民の知的好奇心を刺激し、学習意欲の啓発を図る。その際には、資料・情報の提供やその利用に関する直接的な支援だけでなく、講座、講演会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の行事の開催により、地域文化の育成・伝達に寄与し、生涯学習の場としての機能の充実を図る。

図書館としてサービスを提供する際の利用対象は、大まかに以下のように分類される。

- 幼児・児童
- ヤングアダルト
- 成人
- シニア（高齢者）

- 障害者
- 外国籍住民
- 学校

これらの利用対象うち、図書館へのアクセスの障害が生じやすい児童・高齢者・障害者等を対象としたサービスの提供については、地域館を中心に実施する。中央図書館においては、地域館としてのサービスに加え、外国語資料の提供といった高度なサービスの提供により、より多くの市民に対して生涯学習拠点としての機能を持つ。

4.2.5 交流・情報拠点としての役割

中央図書館は、尾張一宮駅ビルにおける整備が検討されていることから、中央図書館としての機能に加えて、その立地特性に対応した機能を持つ。

1) 交流拠点としての機能

駅ビルは、日々多くの人々が往来し、集まる場所であり、地域の玄関とも言える場所である。その駅ビルに立地し、かつ商業施設との併設という特徴を持つ図書館は、市民に対して大きな求心力を持つ。そのため、資料・情報との出会いだけではなく、それらを介した人と人との出会い、交流の場の形成が期待される。図書館は、幅広い年代・職業の人々が同時に利用する施設であることから、日常的なふれ合いや、交流を通じた自発的なコミュニティの形成が可能である。

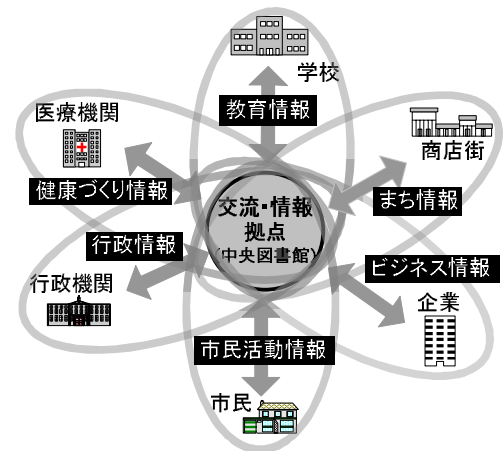
例えば、核家族化の進行などにより子育てを取り巻く環境が変化しつつある中で、親の育児不安の解消を図るための場として、あるいは親子の交流の場としての機能を持つことなどにより、多様な取り組みを積極的に進めていく。このように、中央図書館は、その情報・資料をもとに、地域のコミュニティづくりの基盤を培うための場を提供する。

2) 情報提供拠点としての機能

地域の玄関でもある駅ビルに立地し、便利で利用しやすい環境にある図書館として様々な情報を蓄積、橋渡しし、通勤・通学者層を始めとする多様な人々に対して充実した情報の提供を行う。

市外から訪れる人々に対しては、行政・観光等に関する情報の提供が重要な役割となる。また、中央図書館は中心市街地における活性化、賑わいの創出拠点の1つと考えられていることから、

商店街や地場産業、ビジネス関連の情報サービス提供の場と図3-15 重要な情報拠点のイメージに、駅ビルを利用する市民に対しては、まちや市民活動、健康づくりに関する情報提供・交換の場となるなど、その立地特性に応じて、幅広い利用者の情報ニーズに応えるようなサービスを提供していく。



4.2.6 他の公共サービスとの複合化による相乗効果

駅前における活性化・賑わいの創出拠点としての役割を充実させるため、他の公共サービ

スとの連携が有効である。「一宮市による尾張一宮駅ビル構想（案）」では、駅ビルに導入する公共公益施設として、図書館の他に市民活動支援センター、子育て支援センター、観光案内所、交番が検討されている。

1) 市民活動支援センター

市民活動支援センターは、さまざまな分野の市民活動団体やボランティアなど、既に活動している人たちや、これから活動しようとしている人たちを支援するサービス施設である。図書館と隣接して設置することで、情報拠点としての機能が充実するとともに、図書館ボランティアなど図書館に関わりの深い活動とその他の分野の活動との交流が活発になるなどの相乗効果が期待できる。

2) 子育て支援センター

子育て支援センターは、乳幼児の子育て支援の拠点として、子育て相談や保育情報を提供するサービス施設である。センター内には子育てを応援する保育士が常駐し、専門的な情報が充実するなど、図書館と隣接して設置する効果は大きい。図書館としての児童サービスの充実や、読み聞かせや講座などのイベントを通じて乳幼児をもつ親同士の交流が深まるなど、様々な相乗効果が期待でき、市民の生涯学習の推進に向けた連携が可能である。

3) 観光案内所

市内の観光資源を活用した観光集客を推進するに当たり、市内の歴史、文化等に関する情報を協働で提供することが考えられる。現在観光協会においては、郷土の観光情報の提供が積極的に行われている。それにあわせ、図書館でも関連資料コーナーを設置するなどの連携が可能である。

4) 交番

これまで、図書館は危険のない場所として認識されることが多かった。しかし、駅ビルという立地や、近年の治安の悪化などを考慮すると、図書館内における犯罪の発生も懸念されることから、利用者の安全を図るための施策が必要となる。その取組みの1つとして、交番との連携によるパトロールの実施等が考えられる。

4.3. 蔵書冊数及び施設規模の目標設定

4.3.1 計画値

中央図書館の規模に関する計画値は、**蔵書冊数 70 万冊**、**床面積 7,000 m²**とする。規模算定の考え方は以下のとおりである。

4.3.2 蔵書冊数

蔵書冊数の算定は、「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～平成 18 年 4 月 文部科学省」で示された図書館サービスの指標の例に基づき、市の人口規模（380,068 人）²⁴から以下のとおり算定を行った。

1) 市全体の蔵書冊数の算定

市の人口規模を、「これからの図書館像」で示された算定式に当てはめると、1,082,856 冊となることから、**市内図書館全体で備えるべき蔵書冊数は、1,080 千冊**とする。

● 人口380,068人に対する蔵書冊数の算定

「これからの図書館像」における人口段階別の平均人口と蔵書冊数

		平均人口 (人)	蔵書冊数 (冊)
人口20万人超30万人までの市町村	a	228,008	1,034,439
人口30万人超の市町村	b	386,961	1,085,051

● 平均人口 a→b.の増加に対する蔵書冊数増加率

平均人口 b (386,961人)－平均人口 a (228,008人) = 158,953人…(ア)
蔵書冊数 b (1,085,051冊)－蔵書冊数 a (1,034,439冊) = 50,612冊…(イ)
増加に対する蔵書冊数増加率 = (イ)÷(ア) = 0.318408冊／人…(ウ)

● 人口規模380,068人に対する蔵書冊数

人口380,068人－平均人口 a (228,008人) = 152,060人…(エ)
平均人口 a に加算する人口に対する蔵書冊数 = (エ)×(ウ) = 48,417冊…(オ)
平均人口 a (1,034,439冊) + (オ) = 1,082,856冊
市内全図書館で備えるべき蔵書冊数 = 1,080,000冊…(カ)

²⁴ 平成 18 年 9 月 1 日現在の住民基本台帳登録数。

2) 中央図書館蔵書冊数の算定

豊島図書館の蔵書冊数を除く現在の市内図書館蔵書冊数は 380,664 冊である。上記の 1) によって算定した市内図書館全体で備えるべき蔵書冊数 (1,080 千冊) から、豊島図書館の蔵書冊数を除いた現在の市内図書館蔵書冊数 (380,664 冊) を差し引くと 699,336 冊となることから、**中央図書館の蔵書冊数を 700 千冊**と設定する。

● 市内図書館における蔵書冊数 (平成17年度末)

(単位:冊)

	豊島図書館	尾西図書館	玉堂記念 木曽川図書館	尾西児童 図書館	一宮地域 文化広場	一宮子ども 文化広場	合計
蔵書冊数	306,074	186,471	87,515	25,702	13,711	67,265	686,738
				380,664			

※上記蔵書冊数には雑誌および視聴覚資料は含まない。

● 中央図書館蔵書冊数の算定

市内図書館全体で備えるべき蔵書冊数 (カ) — 豊島図書館を除く市内図書館蔵書冊数
 (カ) — 380,664冊 = 699,336冊
中央図書館蔵書冊数 = 700,000冊 … (キ)

4.3.3 施設面積の算定

以下の 3 つのケースによって施設規模を算定した結果から、**中央図書館の計画床面積は、約 7,000 m²**とする。

1) ケース 1 「これからの図書館像」における指標(人口による蔵書冊数)からの算定

上記 4.3.2 の 2) によって算定して中央図書館の蔵書冊数を、「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」で示された算定式に当てはめると、施設面積は 7,420 m²となる。

● 蔵書規模700千冊に対する施設面積の算定

「これからの図書館像」における人口段階別の蔵書冊数と延床面積

		蔵書冊数 (冊)	延床面積 (m ²)
人口15万人超20万人までの市町村	a	667,275	7,402
人口20万人超30万人までの市町村	b	1,034,439	7,613

● 蔵書冊数 a→b.の増加に対する延床面積増加率

蔵書冊数 b (1,034,439冊) — 蔵書冊数 a (667,275冊) = 367,164冊… (ク)

延床面積 b (7,613m²) — 延床面積 a (7,402m²) = 211m²… (ケ)

増加に対する面積増加率 = (ケ) ÷ (ク) = 0.000574m²/冊… (コ)

● 蔵書規模700千冊に対する面積

蔵書冊数 700,000冊 — 蔵書冊数 a (667,275冊) = 32,725冊… (サ)

蔵書冊数 a に加算する冊数に対する面積 = (サ) × (コ) = 18m²… (シ)

延床面積 a (7,402m²) + (シ) = 7,420m²

2) ケース 2 「これからの図書館像」における指標(人口による延床面積)からの算定

上記ケース 1 と同様に、「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」で示された算定式によって、人口から中央図書館の施設規模を算定すると、施設面積は 6,430 m²となる。

● 人口380,068人に対する施設面積の算定

「これからの図書館像」における人口段階別の平均人口と延床面積

		平均人口 (人)	延床面積 (m ²)
人口20万人超30万人までの市町村	a	228,008	7,613
人口30万人超の市町村	b	386,961	11,725

● 平均人口 a→b.の増加に対する延床面積増加率

平均人口 b (386,961冊)－平均人口 a (228,008冊) = 158,953冊…(ス)

延床面積 b (11,725m²)－延床面積 a (7,613m²) = 4,112m²…(セ)

増加に対する面積増加率 = (セ)÷(ス) = 0.025869m²/冊…(ソ)

● 人口380,068人に対する施設面積

人口380,068人－平均人口 a (228,008人) = 152,060人…(タ)

平均人口 aに加算する人数に対する面積 = (タ)×(ソ) = 3,933m²…(チ)

延床面積 a (7,613m²) + (チ) = 11,546m²

市内図書館で備えるべき施設面積 = 11,500m²…(ツ)

● 市内図書館における施設面積

	豊島図書館	尾西図書館	玉堂記念 木曽川図書館	尾西児童 図書館	一宮地域 文化広場	一宮子ども 文化広場	合計
施設面積	2,916.8	1,835.9	2,378.5	275.3	152.0	427.0	7,985.5
				5,068.7			

● 中央図書館施設面積の算定

市内図書館全体で備えるべき施設面積(ツ)－豊島図書館を除く市内図書館施設面積

(ツ)－5,068m² = 6,432m²

中央図書館施設面積 = 6,430m²

3) ケース 3 最近の図書館計画事例からの算定

近年に計画された蔵書冊数 45 万冊から 130 万冊の中央図書館レベルの 6 事例における蔵書 1 冊あたりの平均床面積は 0.0106 m²/冊である。この値に中央図書館の蔵書冊数(700 千冊)を当てはめると、施設面積は 7,420 m²となる。

● 最近の図書館事例による施設面積の算定

	豊田市立 中央図書館	日進市立 中央図書館	稲沢市立 中央図書館	新潟市立 図書館	川口市立 中央図書館	岡崎市図書 館交流プラザ	平均
延床面積(m ²)	12,567	6,102	4,967	9,123	6,940	8,200	7,983
蔵書規模(冊)	1,300,000	480,000	450,000	800,000	500,000	1,000,000	755,000
冊/m ²	0.0097	0.0127	0.0110	0.0114	0.0139	0.0082	0.0106

上記6事例における蔵書1冊あたりの施設面積平均値 = 0.0106m²/冊…(テ)

● 蔵書規模700千冊に対する面積

蔵書冊数700,000冊 × (テ) = 7,420m²

5. 図書館サービス計画の検討

5.1. 基本的考え方

3.1「図書館・生涯学習振興施策の流れ」で述べたとおり、公共図書館には、多種多様な資料の整備・提供だけでなく、生涯学習拠点として充実したサービスを実施することが求められている。

中央図書館は、市内図書館サービス網の中核としての機能を有する図書館であることから、すべての市民を対象に、中央館としての高度かつ専門的なサービスを提供していく必要がある。それに加えて、尾張一宮駅ビルでの整備が検討されていることから、その立地特性を考慮し、市民の情報案内役となるとともに、まちの活性化や賑わいの創出につながるようなサービスを提供することが求められる。

また、現時点において一宮市の図書館サービスが抱えている様々な課題や、利用者アンケート及び市民アンケートの結果から明らかになった課題、ニーズへの対応の充実も必要となる。

そこで、前章で整理した中央図書館の基本方針、導入機能をもとに、主たるサービス内容について、具体的サービス事例を挙げて整理を行う。中央図書館の導入機能については下記のとおりであり、地域館との役割分担を踏まえたうえで、中央館としての機能充実を図ることにより、市立図書館サービス網全体として効率的なサービス提供を目指す。

- 図書館ネットワークにおける拠点機能
- アウトリーチ活動拠点としての機能
- 多様な市民の生涯学習拠点機能
- 情報提供拠点としての機能
- 市立図書館サービス網における拠点機能
- 資料収集・保存・提供拠点機能
- 交流拠点としての機能

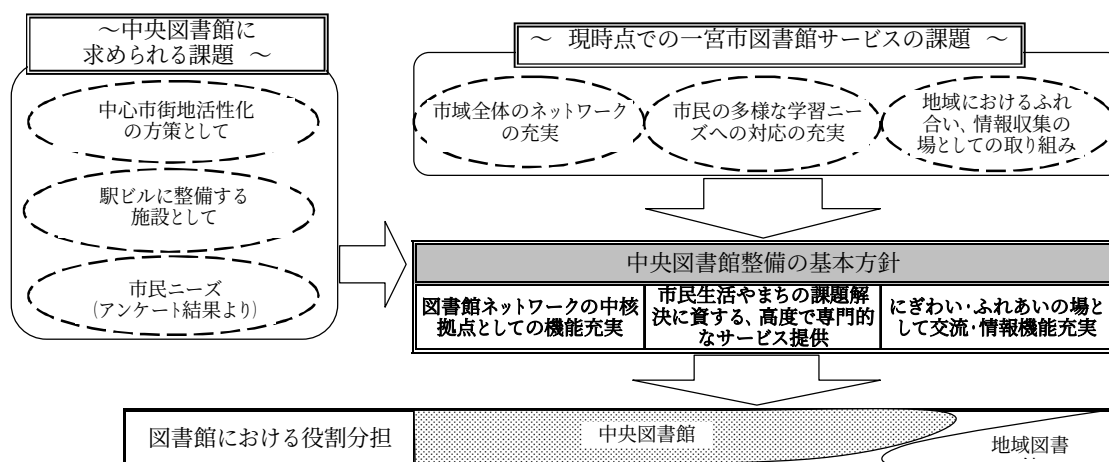


図 32 中央図書館と地域図書館の役割分担

5.2. 図書館のサービス

中央図書館のサービスについては、「基本サービス」と「立地特性を活かしたサービス」の2つに分けて整理する。基本サービスとは、中央館としての本来機能を支えるサービスを指し、資料・情報提供サービス及び利用対象別サービスの充実を図る。また、立地特性を活かしたサービスとは、尾張一宮駅ビルに立地する図書館として、その利便性・求心性等から求められるサービスを指し、まちの活性化や賑わいの創出に資するサービスの充実を図る。

5.2.1 基本サービス

1) 資料・情報提供サービスの充実

① 閲覧・貸出サービス

暮らしの中での疑問、趣味・暮らしに関わる情報から、資格・就業・キャリアアップなど等の生活全般に関わる情報や、調査研究などに対応する資料・情報といった、さまざまな資料・情報を求めて来館する利用者に対して、必要な資料・情報の提供を行い、閲覧・貸出しサービスの充実を図る。

《サービス事例》

- 利用者の資料・情報入手に関して、居住地や利用する図書館によって著しい格差が生じないように配慮したサービスの提供。
- 予約が著しく集中している資料や、所蔵していないリクエスト本について、複本の購入や他の公立図書館からの借用を適切に行う。
- CD・DVDなどの視聴覚資料の充実を図るとともに、館内において視聴覚資料の試視聴が可能な設備・スペースを提供。

また、利用者が求めている資料・情報を効率的に見つけ出し、利用できるように、古文書や行政資料・図書以外のパンフレット等の地域資料については、電子化を積極的に行い、資料・情報の検索性の向上を図るとともに、利用者の利便性向上、生涯学習活動支援、高度専門サービスの提供、地域社会の抱える課題解決の観点から、以下サービスの充実を図る。

② レファレンスサービス

利用者だけでなく、市民の求める調べもの相談について、資料や情報の提供や専門機関の紹介などを行うレファレンスサービスの充実を図る。

《サービス事例》

- 対面サービスによる調べもの相談だけでなく、電話・ファクシミリ・電子メールによる相談の積極的な受付。
- 自館や市内地域館にない資料や情報については、国会図書館・愛知県図書館や岐阜県・三重県・富山県における公立・大学図書館ネットワークを活用してのサービス提供に努めると同時に、その資料・情報を有する機関や組織、個人等を紹介するサービスを提供。
- 利用者が自分自身で目的とする書籍・資料を探し出せる環境を整備し、利用者自

身が容易に使いこなせるように支援。

- レファレンス専用カウンターを設置および、専任の司書を配置し、より迅速で専門的なサービスを提供。
- 質疑内容毎の対応・対処方法のデータベース化を進め、繰り返し受けられる事例については、図書館ホームページ、図書館だより等を通じて情報を提供。

③ アウトリーチサービス

外出が困難な市民や、居住地域や近郊地域に図書館がない市民に対しても、ゆとりある豊かな生活を送れるように、「図書館を利用して学習する権利・学習する機会を得る権利」を満たすサービスの充実を図る。

“アウトリーチ”とは、公共図書館サービス・エリアの中に居住しながら、サービスを享受していない、あるいはサービスを享受できない特定の人々へのサービスをいう。

《サービス事例》

- 移動図書館車（ほたる号）ステーションの見直しを図り、市民間に格差が生じないようなサービスを提供。
- 市内の医療機関や介護施設等に入院・入所している市民に対し、団体貸出等のPRを積極的に行い、サービスの提供を行う。

④ 地域資料・行政資料サービス

一宮市の行政資料は、一宮市でしか得られない貴重な地域資料でもあることから、旧 2 市 1 町発行の既存資料だけでなく、今後発行される行政資料や地域資料についても幅広く収集し、永久に保存することで充実した地域情報の提供サービスの充実を図る。

また、一宮市の歴史や風土文化・七夕まつり・産業・地理に関する郷土資料や、文学・芸術・芸能・スポーツ等の各界で活躍した（している）一宮市出身者や、一宮市にゆかりのある著名人に関する資料を収集し提供する。

《サービス事例》

- 幕末・明治維新期において活躍した漢学者・漢詩人等の私塾である有隣舎など、一宮市に関する歴史や風土文化、全国的に有名な七夕祭り、地理に関する資料を地域の貴重な財産として管理。
- 既に多数の資料収集が行われている繊維関連資料についても同様に、地域の貴重な財産として管理。
- 名誉市民や各界で活躍した（している）一宮市出身者・一宮市にゆかりのある著名人に関する資料を収集。
- 図書以外のお祭り等の催事ポスターや、リーフレット、地域情報が記載されている雑誌記事、広告についても、地域固有の貴重な資料として管理し、サービスを提供。

⑤ ITサービス

高度情報通信ネットワーク社会の進展にともなって、大量の情報を横断的に検索することや、伝達することが可能となるなかで、図書館サービスにおいても、電子情報資料の充実だけでなく、情報通信技術を活用したサービスの充実を図る。

《サービス事例》

- 図書館ホームページの項目内容の拡充により、インターネットを活用して提供する情報を拡大。
- ICタグを活用し、効率的な蔵書管理や、館内資料の紛失を予防。
- 蔵書検索用のパソコン、インターネット接続可能な端末の充実。（インターネット接続可能な端末については、座席固定の設置型だけでなく、グループ学習等の複数人数で利用しやすい館内貸出し用のノート型パソコンの導入を含む。）
- 利用者が持ち込んだノート型パソコンにおいても、インターネット接続が可能とするサービスを提供。
- インターネットの利用や、パソコンソフトの活用に馴染みがない市民に対する講習や、館内蔵書検索用のパソコン利用の説明会等、情報通信技術の活用に関連するサービスを提供。

2) 利用対象別サービスの充実

図書館に対する利用や生涯学習ニーズは、利用者によってさまざまであるが、利用者のライフステージや職業によって、ある程度の傾向を把握することが可能である。そのことから、利用者・対象者別のニーズに合わせ、以下のサービスの充実を図る。

また、利用対象者別サービスの提供を行うにあたっては、中央図書館は、市立図書館サービス網の中核として、地域館と連携して全市域におけるサービスの企画・立案・調整等を行うだけでなく、旧一宮地区を中心とした地域における地域館としてのサービス提供を行う。

① 幼児・児童サービス

魅力ある絵本やよみもの・紙芝居を豊富に揃え、子どもたち・親子が落ち着いてのびのびと過ごせる環境を提供する。特に、児童サービスにおいては、専門的な知識と豊富な経験を有する職員を配置し、子どもが本に親しみを感じ、自ら考え・学ぶ力を育む環境の充実を図る。

《サービス事例》

- 学校や幼稚園・保育園・子育て支援センターなどの関係機関と連携し、子どもの読書環境の整備を推進。
- ブックスタート、読み聞かせ、ストーリーテリング等を行う場として、研修を積んだボランティアを気軽に活用できる環境を提供。
- 乳幼児から小学生と、その保護者が気兼ねなく利用できるスペースを提供。
- 保育や育児、子育てに関する専門的な知識と、豊富な経験を有する職員を配置し、子どもと本に関する相談に応じるサービスの提供。
- 図書館ホームページ内に、子ども向けのコーナーを開設し、子どもたちや保護者に対して、図書館情報を提供。

- 外国籍や障害をもつ児童に向け、児童書・絵本・紙芝居や、布絵本等の充実を図り、市民間に格差が生じないサービスを提供。

② ヤングアダルトサービス

図書館から遠ざかりがちなヤングアダルト(中高生等の思春期にあたる若者)に対して、利用しやすく、多くの同世代とコミュニケーションを図れるスペースを提供する。

また、将来の進路や職業に関して興味や夢を抱くきっかけとなる資料を整備することで、思春期における健全な心身の成長に寄与する資料の充実を図り、サービスの提供を行う。

《サービス事例》

- 中高生の趣味や、スポーツ、音楽、ファッション等、思考・ニーズに関する資料の充実。
- ヤングアダルト層向けにマンガ化された歴史や伝記、社会的な事業の記録（プロジェクトXなど）等、生き方や進路・職業選択の参考となる資料を整備。
- 市や県等の公共機関の関連部署と連携したサービスの提供。
- 自習やグループ学習を行えるスペース等、中高生等のヤングアダルト層に利用しやすいスペースを提供。

③ 成人サービス

会社員・主婦を主とした成人層は、ビジネスに関する情報収集やアイデアの参考に図書館を利用するだけでなく、地域の抱える課題の解決等のより生活に密着した情報を得るために図書館を利用することが多い。

また、それらのために求める資料も、一般書から行政資料まで幅広く、より専門的であることが多い。

このことから、地域における有効な情報拠点として、利用者ニーズを満たす生活関連情報、特に行政関連情報の充実を図り、サービスの提供を行う。

《サービス事例》

- ライフステージの変化によって直面する、子育て・保育・教育に関する資料（一般書から実用書まで幅広く）の充実。
- 医療・健康・介護に関する資料（予防から治療・リハビリまで幅広く）の充実。
- 日常生活を送るなかで、予想外に発生したトラブルや、時代の変化とともに改正・制定される法律に関する資料（一般書から実用書まで幅広く）の充実。

④ シニアサービス

これまでは、大活字本の提供等、身体機能の衰えに配慮したサービスが行われてきたが、今後はそれに加えて、活動的な高齢者層を対象としたサービスの充実が必要となる。その際、高齢者に生涯学習の場を提供するだけではなく、併せて地域の人々と出会い、地域社会へ参加する場を提供することで、余暇活動の促進を図る。

《サービス事例》

- 大活字本等の読みやすい資料や録音図書等の提供。
- 健康や医療をはじめとした「こころと体」に関する資料・情報の充実だけでなく、

地域の医療機関や行政による検診サービス等の情報の提供や、ケガ・病気の予防に関する資料紹介を行う等、より生活に密着したサービスの提供。

- 高齢者の余暇活動に役立つような資料を収集・提供するとともに、高齢者を対象とした様々な講座・講習会等を実施。
- 高齢者が地域社会へ参加するきっかけづくりに向け、シニアボランティアとしての活動を支援。

⑤ 障害者サービス

障害者に対しては、生涯学習の場としてだけでなく、人と出会い、触れ合える社会との接点となることを目指すとともに、ゆとりある時間を過ごせるような環境を提供する。

また、録音図書や点字図書などの資料や、郵送サービス、対面朗読サービスを充実するなど、図書館を気軽に利用できるサービスを提供する。

《サービス事例》

- 現在、視覚障害で1級から6級、身体障害者で1級から3級の市民を対象に行っている資料の郵送サービス対象を、介護保険法による在宅要生活支援者まで拡大し、サービスを提供。
- 録音図書、点字図書等の資料の充実だけでなく、眺めて楽しめる写真集や対面朗読サービスの充実。
- 視覚障害者に対する市広報誌の音訳・郵送サービスの実施。

⑥ 多文化・国際化サービス

外国籍の市民が増加を続けているなかで、日本国籍の市民と外国籍の市民がコミュニケーションを深めるために、日本文化や生活習慣を紹介する資料の充実を図り、提供を行う。

また、経済・文化の国際化が年々進むなか、異なる文化に興味を持つ市民に対しては、多文化社会や国際社会の理解につながるような資料・情報の充実を図り、サービスの提供を行う。

《サービス事例》

- 日本語が上手に話せない外国人が、気軽に図書館を利用できたり、より深い外国文化に市民が触れるために、外国語の雑誌・新聞を充実。
- 市民の多文化理解・国際理解に資する資料を提供。
- 図書館内の利用案内や施設サインの多言語化。
- 観光のために訪れる外国人に対して、観光情報を提供。

⑦ 学校支援サービス

子どもたちの「読書活動」の支援をはじめ、多様な能力・個性の導き出しや、自ら学び・考える力を育むための環境の充実目的として、「調べ学習」や「課題追求学習」におけるより大きな効果を発揮できるよう、学校や学校図書館と連携してサービスの提供を行う。

また、本・図書館に親しみを感じやすい環境づくりや、教職員への各種支援においても、学校と連携してのサービスの提供を行う。

《サービス事例》

- 市内全域の学校および各地域図書館と連携し、学校支援の企画窓口となると同時に、学校図書館に対する支援サービスの提供を行う。
- 学級招待・学校訪問・図書クラブ活動指導を行い、図書館資料の蔵書内容や検索方法を紹介・指導するサービスの提供を行う。
- 図書館ボランティアや、幼児・児童に対する読み聞かせボランティア体験の企画・立案を行い、学校やPTA・各地域図書館・ボランティア団体と連携して、サービスの提供を行う。
- 教員の教材作成や学級運営・教育指導関連の資料を体系的に管理し、市民に対する情報提供サービスとは別に、学校・教職員に対する情報提供サービスを行う。

5.2.2 立地特性を活かしたサービス

近年、図書館サービスには、生涯学習拠点としてだけでなく、地域課題を解決する拠点、地域を支える情報拠点としてのサービスの提供が求められている。

中央図書館は、中心市街地活性化事業の進む地域において、一宮市の玄関である尾張一宮駅ビルでの整備が検討されており、市立図書館の中核としての機能を有するだけでなく、市民にとっての情報案内役としての機能を持つことから、その立地特性を考慮したサービスを提供することが必要となる。それらを以下の1)から4)に整理する。サービスの提供にあたっては、図書館が情報が集まる場、人々が集まる場であることを活かし、より広範な市民を対象とした情報の発信を図る。また、その際には、駅ビルでの整備が検討されている市民活動支援センター、子育て支援センター、観光案内所を含む市内の関連機関等との連絡・連携を密にすることにより、効率的なサービスの提供を目指す。

1) 市民活動支援サービス

駅ビルに立地し、市民に広く開かれた図書館にはさまざまな利用者が集うことから、その求心力と影響力とを活かし、市民の文化活動・ボランティア活動の場や活動のきっかけとなるようなサービスの提供を図る。

《サービス事例》

- 市民活動支援センターとの連絡・連携により、市民活動団体や市民サークルに関する情報を提供し、市民が活動に参加したり、新たな団体・サークルを設立したりする際に参考となるサービスを提供。
- 市民活動団体や市民サークルによる読書会や講演会等の場の提供。活動をアピールするための展示会を開催できるような場（ギャラリーなど）の提供。

2) 図書館ボランティア活動支援サービス

多くの市民にとって利用しやすく、充実したサービスを提供することのできる図書館であるためには、ボランティアとの協働が必要不可欠となっている。ボランティア活動自体が、参加者にとっての生涯学習にもなることから、参加者の自主性を尊重しつつ、余暇活動の一環として参加出来るような多様な活動の場の提供を図る。その際、駅ビル立地という特性を活かし、幅広い世代・様々な経験や職歴を持つ市民が参加、活動、交流できる環

境の整備を目指す。

《サービス事例》

- 図書館業務に関する各種ボランティア（配架ボランティア、読み聞かせ等ボランティア、対面朗読・音訳・点訳ボランティア等）の養成。
- 高齢者の余暇活動、社会参加等のきっかけづくりに向け、シニアボランティアの活動を支援。
- ボランティアからの相談等に対応可能な職員を配置するとともに、地域図書館の職員と連携して、市域全体におけるボランティア活動を支援。
- ボランティア同士のネットワークの形成を支援。

3) ビジネス支援サービス

現在、一宮市においては産業構造の変化や中心市街地の疲弊が進んでおり、まち全体の活性化に向けた取り組みが必要とされていることから、地域の課題解決につながるような図書館サービスの一環として、ビジネス支援サービスの提供を図る。

サービスの提供にあたっては、ビジネス関連資料を提供するほか、現在の市立図書館が所蔵する貴重な繊維関連資料等の活用を図る。また、尾張一宮駅ビルという人々が気軽に立ち寄れる場での整備が検討されていることや、図書館というあらゆる市民に開かれた施設特有の敷居の低さを活かし、より広範な市民に対し、ビジネスに関する情報の入口となるようなサービスの提供を目指し、図書館利用のきっかけづくりを推進する。

《サービス事例》

- 個人事業者や小規模事業者を主な対象とした、税制や公的な助成金、社会保険等の企業経営に参考となる情報・資料の充実。地方都市における町おこしや、商店街の活性化事例に関する情報・資料の充実。
- 市や県の経済・産業関連部局や商工会議所等の専門機関への橋渡しや、専門機関との連携によるビジネス支援講座の場の提供、講座における図書館所蔵ビジネス関連資料の紹介。
- 商用データベース導入及び利用支援。
- 就職・起業・キャリアアップにつながる資格関連情報や、経済・経営についての図書・新聞・雑誌の充実。
- （財）一宮地場産業ファッションデザインセンター（FDC）や愛知県産業技術研究所尾張繊維技術センター等の既存関連機関と連携し、資料等に関する情報交換を行うことにより、効果的なサービスを提供。

4) 賑わい支援サービス

中央図書館が通勤通学や買い物等で多くの市民が利用する駅ビルに立地すること、尾張一宮駅周辺が商店街・ビジネス街が広がる中心市街地にあたること、尾張一宮駅が市の中央に位置し、市内の交通の要所であることを活かし、中心市街地の活性化に資する情報だけでなく、市域全体の活性化に資する情報を提供・交換する場としてのサービスの提供を目指す。

《サービス事例》

- 商店街・商工会等と連携した地元商店街におけるイベントや店舗案内等の情報の提供。
- 市域全体のイベントや行事に関する情報交換の場の提供
- 図書館HPにおいて、まちの情報に関するサイトへのリンクを紹介。
- 気軽にまちの情報を調べることの出来るようなI T端末の設置。
- 観光案内所と連携した一宮市域の観光情報として、市内の歴史や文化等に関する資料・情報を提供。

5.3. 図書館資料の収集計画

5.3.1 資料収集の基本方針

中央図書館は、中央館としての図書館ネットワークの中核機能に加え、一宮市における生涯学習施策の企画・実行の中心的役割も担っている。

このことから、基本的な図書館資料の収集はもとより、国、県、市が推進している各施策や、多様化する利用者・市民ニーズに応える情報提供などに必要な資料を、バランス良く充実させる必要がある。

また、公共交通機関の集積地である尾張一宮駅に整備される図書館として、地域の活性化に資する資料ストックと情報提供に十分配慮することも重要となる。

以上のことから、資料収集の基本方針は以下のとおりとする。

新鮮で豊富な情報・資料をバランスよく収集する

- ・ 市民の生涯学習を支えるため、市民の要求および社会的な動向に配慮し、教養、調査研究、レクリエーション、職業生活、日常生活に資する資料を収集する。
- ・ 地域館の現状および将来的な展望をふまえ、それらを支援できる資料収集に努める。
- ・ 著者の思想的、宗教的立場などにとらわれることなく、多様な観点に立って幅広く資料を収集する。
- ・ 資料の収集にあたっては、県立図書館、県内公共図書館、その他類似施設との連携、協力のうえ、効率的に幅広い資料収集に努める。

市立図書館の中核として多様なニーズに応える資料を収集する

- ・ 国、県や関連公共公益法人が発行する行政資料は、主要なもの、一宮市に関連する資料を中心に、必要に応じて積極的に収集する。
- ・ 市場に流通する資料だけでなく、行政機関や民間団体等が発行する資料についても、幅広く収集する。
- ・ 電子媒体等の紙媒体以外の情報資料を、積極的に収集する。
- ・ 市民の多文化、国際化の知識習得や、観光で訪れた外国人に対して参考となる資料を収集する。

地域の交流・情報拠点として生活に密着した資料・情報を収集する

- ・ 小中学生を対象とした調べ学習に必要な資料や、学校図書館の機能を充足する資料を、学校と連携をとりながら適切に収集する。
- ・ 一宮市に関連する資料は、全ての分野において幅広く収集する。
- ・ 一宮市出身者やゆかりのある人物に関連する資料は、積極的に収集する。
- ・ 一宮市や市関連団体が発行する行政資料は、全ての分野において幅広く収集する。
- ・ 気軽に来館できない高齢者や障害者が、気軽に来館できるような資料（大活字本・写真集等）を積極的に収集する。
- ・ 外国語の資料をニーズに合わせて収集する。

5.3.2 資料の収集基準

1) 一般図書

- 基本方針のもと、各分野にわたる基本的な図書を中心に収集する。
- 基礎的・入門的・一般的な資料から、実用的・専門的な資料まで幅広く収集する。
- 市民生活における日常的な調べものや、調査・研究のために必要な辞典・事典・統計・地図等を収集する。

2) 児童図書（幼児・児童サービス資料）

- 子どもの発達段階に応じて、読書習慣の形成と継続に役立つように、各分野の資料を広く収集する。
- 紙芝居・絵本・ものがたりなどは、貸出状況を考慮して収集する。

3) ヤングアダルト資料

- 図書館から遠ざかりがちな世代を、図書館に近づける・呼び戻す機会となるような魅力的な資料を収集する。
- 図書のほかに、CD・DVD等の音楽・映像資料を収集する。

4) シニア・障害者サービス資料

- 大活字本や、見て楽しめる写真集など、高齢者にとって利用しやすい資料を収集する。
- 「くつろぎの場」として図書館を利用できるように「雑誌・新聞」の充実を図る。
- 視覚・視力障害者でも気軽に図書館を利用できるように、大活字本や、点字図書・拡大図書・録音図書を積極的に収集する。

5) 成人サービス資料

- 法律・福祉・健康や、子育て・教育といった日常生活に役立つ資料を収集する。
- 就職・起業といったビジネスに関連する資料や、キャリアアップにつながる資格関連の資料を収集する。

6) 多文化・国際化サービス資料

- 外国語による雑誌・新聞や日本を紹介した資料を収集する。
- 日本の歴史や文化に対する理解を深めることに役立つような資料を収集する。
- 市民の多文化理解・国際理解教育に資するような資料を収集する。

7) 学校支援サービス資料

- 学校図書館で不足している学習資料を収集する。
- 教職員の参考となる教材作成や学級運営・教育指導に関連した資料を収集する。

8) 地域資料

- 繊維関連資料を始めとする地域資料を積極的に収集する。
- 企業等で長期間保管されたままになっているような地域資料についても積極的に受入れを行い、幅広く資料を収集する。

9) 行政資料

- 一宮市に関連するもので未収集の資料や、新たに発行された資料を積極的に収集する。
- 市や県等の行政機関が発行する広報誌や、コミュニティー新聞、地域イベントに関するパンフレット等を収集する。

10) 視聴覚資料

- 図書館が視聴覚スペースとして「くつろげる場」となるCD・ビデオ・DVD等を収集する。

11) 新聞・雑誌

- 雑誌については、各分野にわたって一般的な内容ものから専門的な内容ものまで、幅広く収集する。
- 新聞については、主要な全国紙から中部地方・愛知県内の地方紙や、専門紙・業界紙・政党紙まで、幅広く収集する。
- 外国語による雑誌・新聞を収集する。

5.3.3 図書館資料の保存方針

資料の保存については、従来の紙媒体における情報の信頼性・一貫性・保存性の特性に加え、即効性・検索性・蓄積性を兼ね備えた電子媒体によるデジタル情報・資料を体系的な保存を行う。

特に、古文書、新聞縮刷版、官報、各種統計資料等の行政資料や、地域イベントの開催パンフレット等の地域固有の情報については、資料のデジタル化を積極的に行う。

なお、永年保存すべき貴重資料（有隣舎関連資料等）については、保存環境に配慮し、劣化の緩和を図る。

6. 施設整備水準の検討

6.1. 施設計画における基本方針

6.1.1 基本的な考え方

1) 人にやさしく、自然環境に配慮した図書館

一宮市では、高齢の方や障害をもった方を含むすべての人が円滑に施設を利用するための「人にやさしい街づくり」を進めている。

特に図書館は公共性が高く、だれもが自由に利用できる施設であり、あらゆる人たちが快適にサービスを楽しむことができる施設でなければならない。トイレや階段、廊下などの共用部分はもとより、図書館内全体がユニバーサルデザイン²⁵の考えに基づく空間づくりとする。

また、図書館は開放的な空間確保のために、空調や照明の設備機器の負荷が大きくなる施設でもある。そのため、環境への負荷軽減に配慮した機器等の設置を行うとともに、積極的に緑を取りこむことで施設全体での緑化対応を目指し、自然環境へ配慮した施設となるようにする。

2) 複合施設の混在する動線解消に配慮した図書館

この中央図書館は本市の拠点図書館であるが、施設的には駅前ビルの複合用途の一機能である。コンコースや駅前広場を通る人の流れは図書館利用者のみの動線とはならない。このため利用者が図書館エントランスへのわかりやすい誘導や他の動線との明確化を図ることが必要である。また、自動車や自転車での利用者が他施設の駐車・駐輪場利用者と混在することから図書館への安全な動線を確保する必要がある。利用者が安心して来館できる動線づくりとする。

3) 利用者にわかりやすい図書館

限られた施設内での図書館機能確保の為、各機能が複数階に分散されることから利用者がわかりにくい施設にならないようにする必要がある。図書館施設内での専用の縦動線などを配置すると共に図書館の機能がどこにあるのかわかりやすい案内設備など利用者に親切的な空間づくりとする。

4) 中央館としての機能と駅ビル機能をもった図書館

中央図書館の機能として地域館への支援を行う必要がある。支援の一貫として、特殊資料や専門書の収蔵、郷土資料等の地域に関する貴重な資料の保存、各地域館での収蔵能力を超えている資料の収蔵等、地域館では対応の難しいこれらの資料を収蔵する為の空間づくりに配慮する。また、これらの特殊資料を一般に公開する為の開架、展示空間づくりとする。

さらに、駅ビルという市の玄関口に位置するこの中央図書館に於いては、人の交流拠点ともなり、また情報の交流拠点、発信拠点になるという特性を持った施設となることが出来る。この特性を積極的に活用し、市の特性や観光・物産・繊維・文化遺産をアピールすることの出来る情報案内役としての施設づくりを行うものとする。

²⁵ 人種、性別、年齢、身体的特徴などに関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

6.2. 必要諸室の設定

6.2.1 必要機能空間

中央図書館として市民及び周辺施設へのサービス提供の実施に必要な機能空間を設定する。

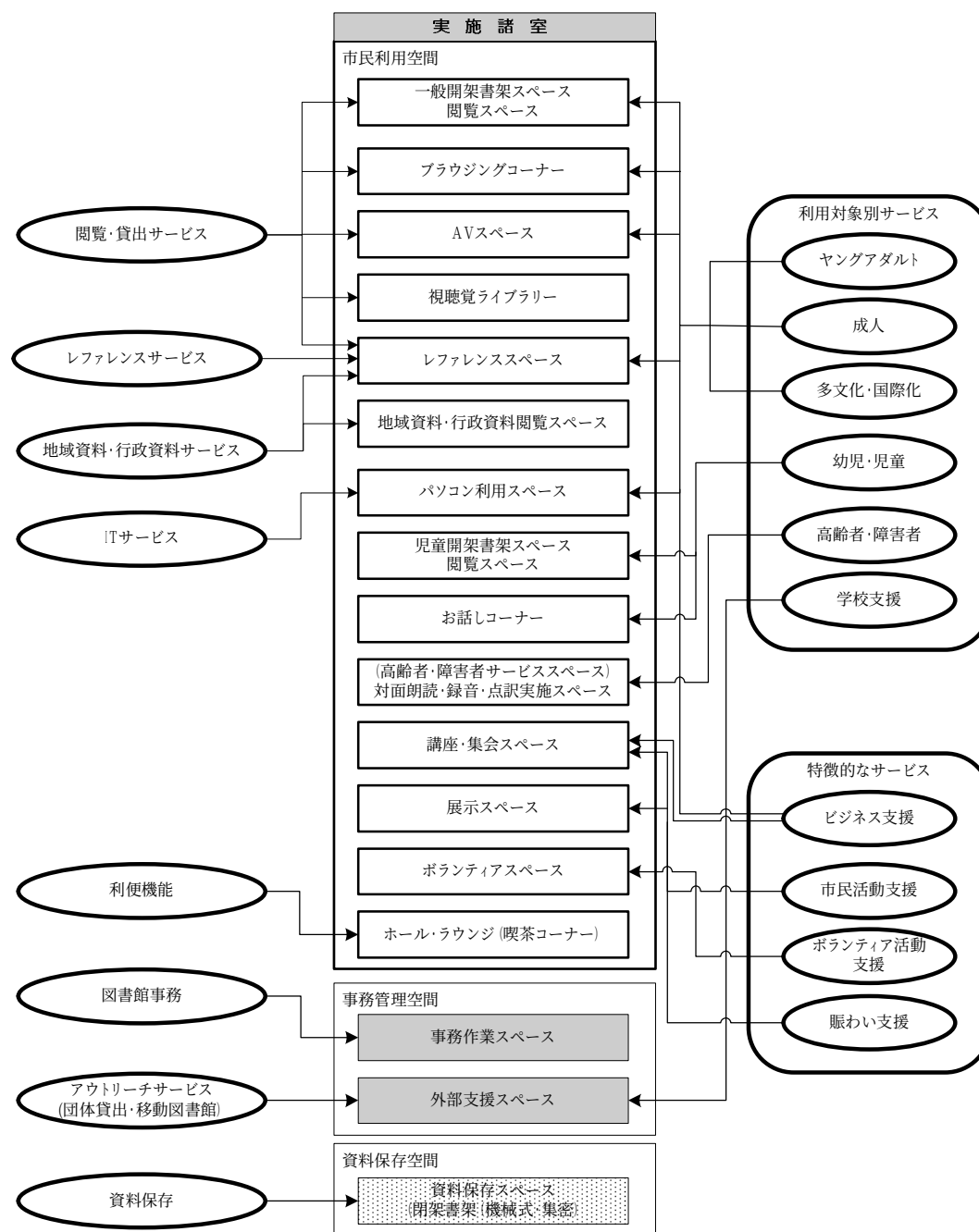


図 33 各サービスと実施諸室

6.2.2 機能相関図

必要機能におけるそれぞれの相関関係を以下に設定する。

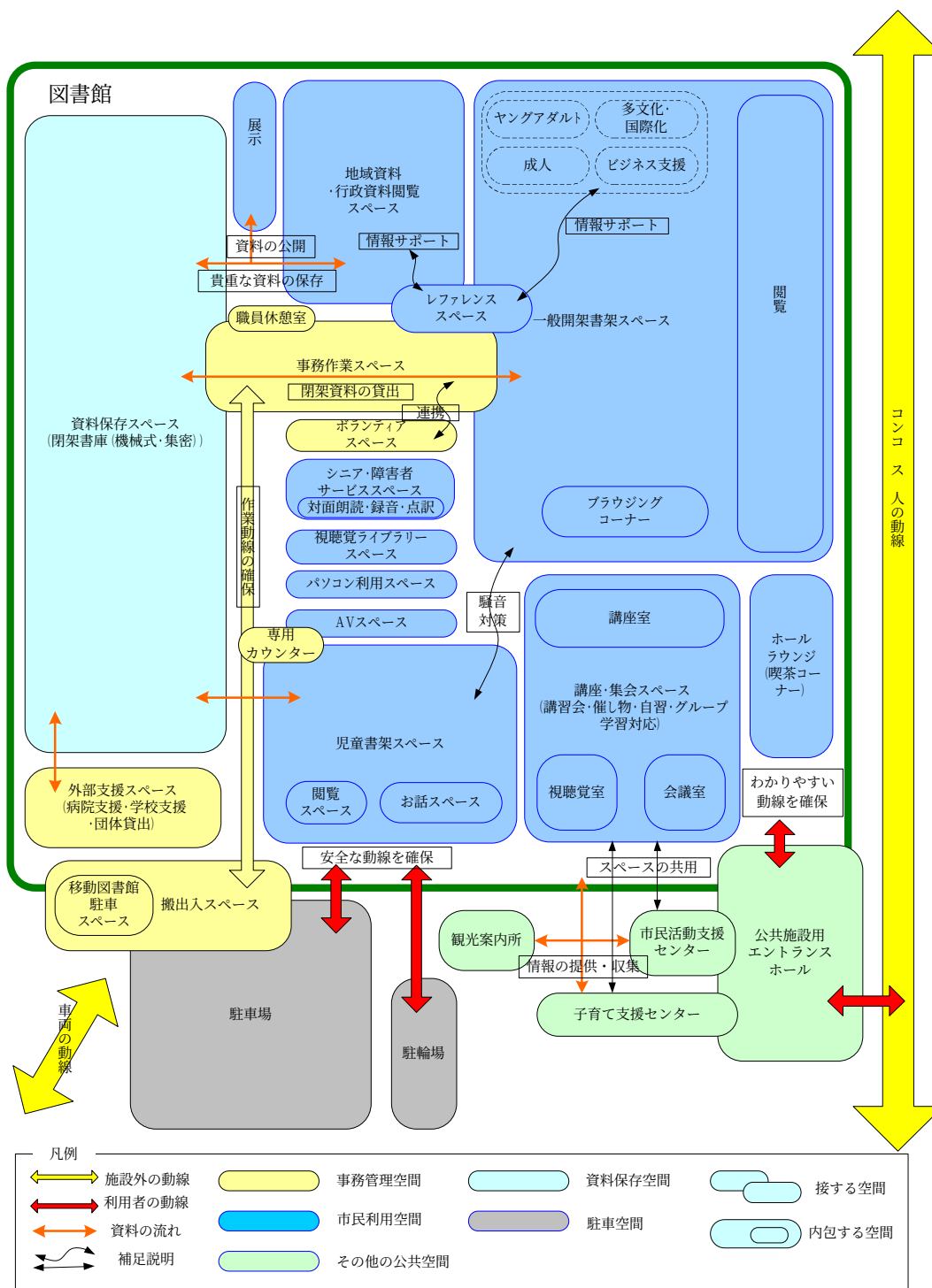


図 34 機能相関図

6.2.3 諸室コンセプト

サービス実施に必要な諸室は機能空間より整理した結果、以下の通りとする。

1) 一般開架書架スペース

- 書架スペース

一般図書の開架書架スペースとしてだれもが利用しやすく、わかりやすい空間として整備する。書架間も車椅子使用者やブックトラックと利用者の通行がゆとりを持って行える間隔とするとともに、圧迫感のないようにする。

- 閲覧スペース

書架スペースに隣接した一体的な空間として整備すると共に、書架間にもいす等を設けて、自由に資料を閲覧できるスペースとする。また車椅子使用者の利用に配慮した閲覧席も設ける。

騒音が発生するような児童閲覧スペースやパソコン利用スペースなどからは距離を置くように配置し、静かにゆったりと閲覧できる空間とする。

なお、駅前施設であることから立ち寄りで利用する利用者も多く来館するものと思われることから出来るだけ多くの座席数を整備する。

- ブラウジングコーナー

新聞や雑誌などを閲覧するスペースとして整備する。ソファを配置するなど開放的でくつろいだ雰囲気の中で閲覧できるスペースとする。

2) 視聴覚スペース

- 視聴覚資料コーナー

C D、D V D、ビデオなど開架による資料閲覧が出来るよう専用の棚を設ける。

- 視聴ブース

他の利用者を気にすることなく利用できるようブース型を整備する。1人用から複数人利用の為のブースを整備し、親子や友達同士、カップル等と一緒に視聴できるようにする。

- 専用カウンター

一般の図書資料とは別に専用カウンターを設けることで、混雑しやすい貸出・返却のカウンターに並ぶことなく利用できる為、利用者へのわかりやすさ、利便性に配慮する。

3) レファレンススペース

- レファレンスカウンター

一般開架書架スペースと、地域資料・行政資料閲覧スペースに隣接して設ける。調査、相談、資料案内等利用者が図書資料を十分活用できるための情報サービスを実施する。利用者の増加が見込まれることから、複数の担当者が配置できるカウンターを整備する。

4) 地域資料・行政資料閲覧スペース

- 書架スペース

地域の特色ある資料や各種行政資料を配架するスペースとして整備する。このスペースは一般開架書架スペースとは異なり、調査・研究等の目的を持った

利用者に対する空間整備を行う。

なお、一般図書資料と比べ小冊子や大判資料など複数のサイズが混在する為、それぞれの資料がどこにあるかわかりやすい配架となるように配慮する。

- 閲覧スペース

一般の閲覧スペースと同じように整備するが、利用者が落ち着いて調査・研究できるスペースとして配慮したものとする。備品についても大判資料を広げて閲覧することが出来る為の閲覧机など利用勝手に配慮した備品を配置する。

5) パソコン利用スペース

- 館内設置パソコン利用スペース

何も持たずにインターネットを利用した情報検索を行うことが出来るスペースとして、パソコンおよび利用スペースを整備する。

- 持ち込みパソコン利用スペース

利用者が自らのパソコンを持参しても館内設置パソコンと同様にインターネットの利用が可能となるよう、電源やケーブル（若しくは無線LAN）を整備した利用スペースを整備する。

6) 児童開架書架スペース

- 書架スペース

一般の書架とは異なり、児童自らが図書資料を手に取りやすい書架となるように、高さや配架方法、スペース等に配慮した書架とする。

- 閲覧スペース

児童の書架スペースと一体的に整備する。利用する乳幼児と児童では活動範囲が異なるため、安全性に配慮した閲覧スペースの確保に配慮する。また、内装には、児童が走り回ったりしても音が響かないような仕様に配慮する。なお、整備する閲覧用のいす等の備品は児童用のものだけではなく、一緒に来る大人が利用しやすいいす等の仕様にも配慮して整備も行うものとする。

- お話しコーナー

読み聞かせの実施の為のスペースとしてだけではなく、普段も利用できるスペースとして整備する。靴を脱いで使用できるようコルク床やカーペット敷きなどにする。

また、読み聞かせを実施する場合、スペースとして独立した空間となるようカーテンや可動間仕切りなどで仕切れるようにする。

- 専用カウンター

騒音対策や配置レイアウト上一般の貸出・返却カウンターと離れてしまうことから、児童開架書架スペース専用の貸出・返却・案内カウンターを設ける。また、駅前施設であることから、他のスペースと業務実施時間と異なるサービス提供が想定されることから、カウンターを別に設けることで業務管理を行いやすくする。

7) シニア・障害者サービススペース

- シニア・障害者サービススペース

障害者の図書館利用に対するサービスを行う為の諸室として対面朗読、録音、

点訳等を実施できる諸室を整備する。これらの諸室は防音性能を有し、使用しない場合はボランティアの活動スペースとしても利用できるものとする。

8) 資料保存スペース

- 閉架書庫

空間の有効利用を図る必要があること、中央図書館として地域図書館のオーバーストックとなっている資料を含め、膨大な資料を収蔵することが必要であることから、機械式の自動書庫システムを閉架書庫として整備する。

また、図書資料の集中が想定されるため一時的な作業の補完や、比較的要望頻度の高い専門図書などの図書資料の収蔵機能を補完する機能として、自動書庫システムとは別に集密書庫を配置し、効率的な作業環境を確保する。

- 倉庫

図書館だけではなく他の機能においても不足しがちな倉庫を確保する。倉庫は図書の為のものだけとしてではなく、イベント等で使用された展示物やその他多様なものに対応し、各諸室に無用なものがあふれないように配慮する。

9) 講座・集会スペース

- 講座室、会議室、視聴覚室

市民活動やボランティア養成講座、ビジネス支援講座等の開催を実施するために必要な諸室を整備する。

10) 展示スペース

- 展示スペース

市の観光・物産・繊維・文化遺産をアピールするためのスペースとして活用すると共に、市民活動の公表の場としての情報公開スペースと収蔵する貴重資料の公開や市民文化活動の発表の場として整備する。

11) ボランティアスペース

- ボランティアスペース

12) 業務作業諸室

- 貸出・返却・案内カウンター
- 事務作業スペース
- 外部支援スペース
- 移動図書館作業用スペース

13) 利便機能諸室

- ホール
- ラウンジ（喫茶コーナー）

14) 視聴覚ライブラリースペース

- 豊島図書館で所蔵する貴重な視聴覚資料（16mm フィルムなど）を引き続き収蔵し、情報提供できるスペースを整備する。

15) その他共用スペース

- トイレ（車椅子利用者用トイレ（若しくはファミリートイレ）、子供用トイレ）
- エレベーター（利用者用、業務用）

6.3. 図書館規模の算定

6.3.1 面積配分による概算規模の算定

1) 面積配分率

一般的に市立図書館の延べ床面積に対する各機能の面積配分は表 5 の通りとされている。

表 5 公立図書館面積配分

機能	面積配分	採用値	内容	面積配分	採用値
開架スペース	30～50%	40%	一般開架スペース	40%	55%
			児童開架スペース	40%	25%
			地域資料・レファレンス	20%	20%
資料保存スペース	0～30%	20%	資料保存スペース・閉架書架		
集会室等	0～20%	10%	集会室・講座室・会議室等		
事務作業	10～20%	10%	事務作業スペース		
その他	20%	20%	共用スペース・展示スペース・PC 利用スペース、シニア・障害者サービススペース		

(出典：彰国社 新建築設計ノート 図書館)

採用値については開架スペース及び資料保存スペース、集会室等については、中間値を、事務作業は効率的な業務実施、人員配置を目指すものとして下限値を、その他についてはゆとりあるスペースの確保とすることからそのままの値を用いるものとする。

また、一般開架スペースの採用値を 15%高くし、児童開架スペースを 15%下げたのは、一般開架スペースについては駅前立地という場所柄、中央図書館という位置付けから、一般図書や専門書の収蔵冊数が増えることが想定されることから、児童開架スペースについては若干変動させるものとした。なお、変動させるにあたっては、尾西児童図書館や木曽川図書館の児童コーナー、近傍の「一宮子ども文化広場」の面積を考慮した。

2) 概算規模の算定

面積配分率の採用値を用いて 4.3 蔵書冊数及び施設規模の目標設定で定めた目標値「7,000 m²」を各機能に振り分けることで、本施設の概算規模の内訳を算定する。

表 6 概算規模

延床面積	機能	採用値	面積	内容	採用値	面積
7,000 m ²	開架スペース	40%	2,800 m ²	一般開架スペース	55%	1,540 m ²
				児童開架スペース	25%	700 m ²
				地域資料・レファレンス	20%	560 m ²
	資料保存スペース	20%	1,400 m ²	資料保存スペース・閉架書架		
	集会室等	10%	700 m ²	集会室・講座室・会議室等		
	事務作業	10%	700 m ²	事務作業・外部支援		
	その他	20%	1,400 m ²	共用スペース・展示スペース・PC 利用スペース・シニア・障害者サービススペース		

6.3.2 各諸室規模による算定

1) 書架スペースの規模の設定

図書館機能の中心的スペースである書架スペースの規模は、一般開架スペース（児童書架含む）に配架する冊数と、閉架書架と収蔵する冊数とを、4.3 蔵書冊数及び施設規模の目標設定で定めた目標値「700 千冊」をベースに、類似施設などの開架閉架の割合を算定してそれぞれの蔵書冊数を求め、単位面積から設定する。

2) 開架書架と閉架書庫の割合

一般的に開架書架として配架する冊数と閉架書庫への収蔵する配架冊数の割合は、市町村立図書館では開架 7～5：閉架 3～5 とされている。事例で見ると表 7 の通り人口 40 万人都市の中央館の実績では概ね開架 5 に対して閉架 5 となっている。また、表 8 のようにここ最近の類似事例では開架 4.5:閉架 5.5 と閉架の割合が若干高くなってきている。これは、図書館が本の貸し出しだけの機能ではなく、ゆったりとしたくつろぎの空間を求めるようになってきており、図書資料を高密度で収蔵の力の高い閉架書庫に収蔵することでその他の空間をゆとりのある計画とする傾向にあるものと思われる。ただし本施設においては、現在の豊島図書館の利用者層と比べ、駅前という人が訪れやすい立地条件にあることから、立ち寄り施設としての利用が増えることが予想される。この場合、開架書架に多くの図書資料が配架されている方が利用者にとっては利便性が高い為、本施設において開架：閉架の割合は **5：5** で設定する。

表 7 人口40万都市における図書館事例

都市名	H15年度 末人口 (千人)	中央館						
		延床面積	開館 年月	蔵書数(千冊)				
				冊数	開架	割合	閉架	割合
岐阜市	402	1,966	S33.04	216	216	100.0%	0	—
枚方市	404	9,302	H17.04	253	106	41.9%	147	58.1%
富山市	417	5,173	S45.04	392	150	38.3%	242	61.7%
福山市	420	2,441	S48.10	326	164	50.3%	162	49.7%
横須賀市	435	4,038	S38.05	480	109	22.7%	371	77.3%
倉敷市	436	4,868	S58.11	548	333	60.8%	215	39.2%
金沢市	441	6,340	S54.04	569	-	—	0	—
西宮市	446	4,834	S60.07	426	215	50.5%	211	49.5%
宇都宮市	448	4,739	S56.07	995	498	50.1%	497	49.9%
市川市	452	6,600	H06.11	775	495	63.9%	280	36.1%
平均(a)	430	5,030.1	-	498.0	228.6	47.3%		52.7%

※中央館の開館年月以外のデータは、「日本の図書館 統計と名簿 2005 (社)日本図書館協会」より引用。

表 8 最近の類似図書館事例

図書館名	開館	人口(万人)	蔵書冊数	開架冊数	割合	閉架冊数	割合	備考
豊田市立中央図書館(実績値)	H10/11	41	798,730	405,730	50.8%	393,000	49.2%	駅前立地
日進市立中央図書館(計画値)	H20/8	8	480,000	180,000	37.5%	300,000	62.5%	
稲沢市立中央図書館(計画値)	H18/11	14	450,000	225,000	50.0%	225,000	50.0%	隣接図書館
新潟市立図書館(計画値)	H19秋	81	800,000	350,000	43.8%	550,000	68.8%	中核図書館
岡崎市図書館交流プラザ(計画値)	H20秋	37	1,000,000	360,000	36.0%	640,000	64.0%	中核図書館
長崎市立図書館(計画値)	H20/1	45	800,000	250,000	31.3%	550,000	68.8%	中核図書館
高岡市立中央図書館(計画値)	H16/4	18	260,668	142,950	54.8%	117,718	45.2%	駅前立地・中核図書館
川口市立中央図書館(計画値)	H18/7	50	500,000	270,000	54.0%	230,000	46.0%	駅前立地・中核図書館
相模原市立橋本図書館(実績)	H13/9	67	206,732	206,732	100.0%	0	0.0%	
静岡市立御幸町図書館(実績)	H16/9	72	143,455	143,455	100.0%	0	0.0%	
平均(相模原、静岡は除く)					44.8%		56.8%	

6.4. 施設配置計画（案）

駅ビル建て替え構想内の施設として整備するにあたり、図書館の各施設の配置計画を行う。

図 35 の施設配置計画（案）は「平成 17 年度尾張一宮駅周辺地域再生整備事業報告書」に示された施設計画の C 案に基づき、イメージ案として例示したものである。

- ・ 3 層構成となることから、メインの事務管理室と一般開架書架スペースを中心階に配置し上下 1 層の動線とした。
- ・ 児童開架書架スペースと講座・集会スペースは 2 階に予定されている子育て支援センターと市民活動支援センターとの連携に配慮し 3 階に配置した。
- ・ 地域資料・行政資料閲覧スペースは、静かに調べものが出来るスペースを確保するために、児童開架書架スペースや、講座・集会スペースとは離す配置とした。
- ・ 主導線だけではなく補助動線を配置することで使いやすい縦動線に配慮した。

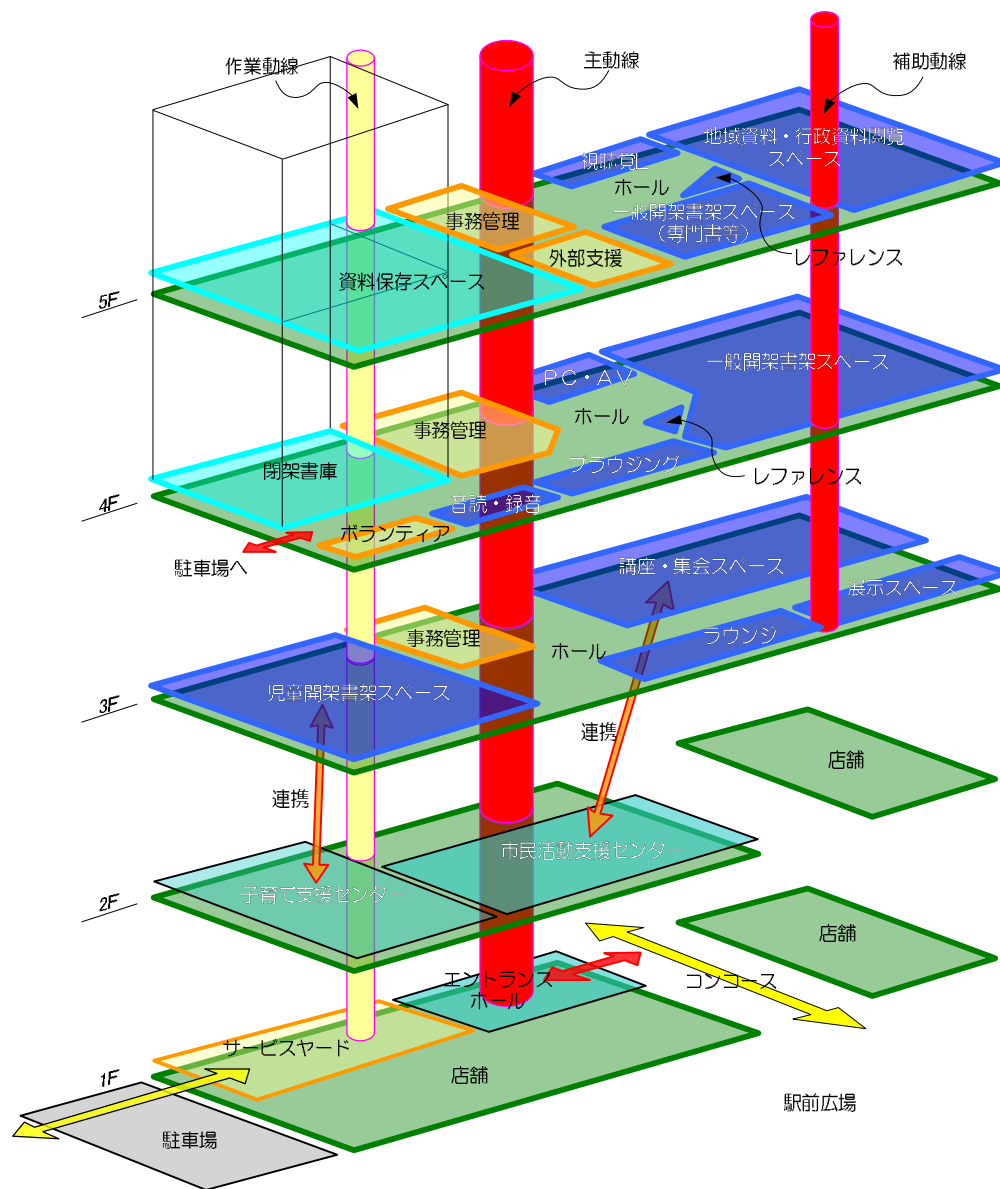


図 35 施設配置計画（案）

7. 管理運営体制の検討

7.1. 管理運営の基本的な考え方

① 図書館ネットワークの中核拠点として、高度で専門的なサービスを提供しうる充実した管理運営体制とする

中央図書館は市の図書館ネットワークの中核拠点として、市民の多様なニーズに的確に対応する施策の立案、市内・市外の様々な機関との調整、デジタル化への対応等、高度で専門的なサービス体制を充実する必要がある。

② 駅ビル図書館として地域活性化に資するサービス体制の充実、複合化する公共公益機能との連携充実、開館日数・時間の拡大を図る

駅ビルに設置する図書館として特徴的なサービスとなる地域活性化支援、ビジネス支援等に関するサービスについて、駅ビルに複合化が想定される公共公益施設等との連携充実を図る。また、開館日数の増加、開館時間の拡大を図り、より利便性の高い市民サービスを提供する。

③ 高度で専門的なサービスを提供することの出来る職員の配置と育成

司書を中心に、各サービスに精通した職員を適切に配置することで、多様な市民ニーズへの対応を図る。また、職員の知識・技術・資質の向上を目的とした指導・研修を継続的に実施していくことにより、高度かつ専門的な能力を持つ職員の育成を図る。

④ ボランティアの養成・組織化

中央図書館及び分館の効率的な図書館運営にはボランティアの協力は欠かせないものである。また、多様かつ豊富な知識を有するボランティアの参加は、市民サービスの向上に大きく寄与することが期待される。したがって中央図書館としては、ボランティアの養成・組織化に向けた体制づくりについても積極的に行う必要がある。

⑤ サービスの向上・効率的な図書館運営に向けた先進技術導入の可能性

図書館における市民サービスの向上、運営の効率化に資する先進技術として、I C タグ、自動化書庫、B D S などがある。これらの技術については、大きな効果が期待できるものの技術的には課題も多いため、他自治体等での動向や先進事例での評価、導入コスト等も踏まえ、導入可能性を検討していく。

⑥ サービスの向上・効率的な図書館運営に向けた民間ノウハウ活用の可能性

中央図書館は、多様かつ高度なサービスを提供するために専門性の高いスタッフを確保する必要がある一方、効率性の高い運営を行う必要がある。このため運營業務の民間委託や施設整備・維持管理・運営の包括的民活手法の導入によるサービス向上・コスト削減の可能性について今後検討を行っていく必要がある。

7.2. 管理体制

7.2.1 開館等

駅ビルという立地条件や、市民の交流拠点としての役割に配慮し、多くの市民に利用しやすい開館日及び開館時間帯を設定する。

1) 開館時間

開館時間については、現行の開館時間を拡大し、9 時～21 時とする。

なお、開館時間の夜間拡大に伴い、子どもの安全面に配慮して、親を伴わない小学生以下の入館を制限するなどの措置が必要である。

※現行の豊島図書館の開館時間は 10 時～18 時（6 月～8 月の平日は 9 時～19 時）

2) 開館日

開館日については、現行の開館日を拡大し、年間 320 日程度とする。休館日は、館内整理日（2 日／月）、特別整理日（10 日／年）、年末年始休暇（12 月 28 日～1 月 4 日）とする。

※現行の豊島図書館の開館日は、276 日／年（平成 17 年度）

7.2.2 貸出点数及び期間

貸出点数は表 9 に示す現行通りとする。また、貸出期間は現行通り 2 週間とする。

表 9 貸出点数

種 類	貸出点数		
図書・紙芝居	10 点まで	図書・雑誌合わせて 10 点まで	全館全種類 合計 10 点まで
雑誌	10 点まで		
C D ・カセット	5 点まで	視聴覚資料全体で 5 点まで	
D V D ・ビデオ	2 点まで		

7.3. 組織体制

7.3.1 業務体制

中央図書館における業務体制は、業務内容により以下の 3 つの部門に分類する。各部門の主な業務内容は下表（表 10）の通りである。

表 10 中央図書館における業務部門及び内容

部 門	主 な 業 務 内 容
館長	・ 総括的業務
図書館管理部門 (庶務グループ含む)	・ 図書館の運営方針・計画の決定 ・ 法的整備 ・ 教育委員会・市長部局・議会との連絡調整 ・ 図書館協議会との連絡調整 ・ 他の図書館、関連機関との連絡調整 ・ 図書館の P R ・ ホームページ作成・管理 ・ 職員の管理・研修 ・ 予算管理 ・ 庶務・その他業務
奉仕サービス部門	・ サービス計画の策定 ・ フロアー管理 ・ 利用登録 ・ 貸出・閲覧・返却 ・ リクエスト・予約 ・ 資料相談・レファレンス ・ 配架・書架整理 ・ 集会・行事の企画・運営 ・ ボランティアとの協働 ・ 移動図書館ほたる号の運営 ・ 団体貸出 ・ 館外配本 ・ 配送計画 ・ 視聴覚ライブラリー
資料・システム 管理部門	・ 資料の選書・収集 ・ 資料の発注 ・ 資料の整理（目録・MARC・電算登録等） ・ 資料の管理（保存・メディア変換・修理・除籍・リサイクル等） ・ 図書館情報システム管理

7.3.2 職員体制

1) 市立図書館サービス網全体の職員体制

市立図書館サービス網における職員体制の基本的考え方は以下の通りである。また、職員配置は図 36 の通りである。

- ・ 館長、図書館管理部門のもと、各館にサービスグループを設置する。
- ・ 図書館の運営方針・計画の決定といった統括的業務については図書館管理部門で行い、それに基づき、各館のサービスグループが具体的なサービスを実施することで、市域全体における一元的なサービスの提供を図る。
- ・ 市民サービスの向上及び効率的な図書館運営に向け、市民ボランティアの積極的参加を醸成する。中央図書館はボランティアに対する窓口として、その育成・組織化を行い、各館のボランティア活動の支援を行う。
- ・ なお図 36 に示す中央図書館の職員数については、後述の 2) による算定結果による。他の分館については、現在の職員数とした。

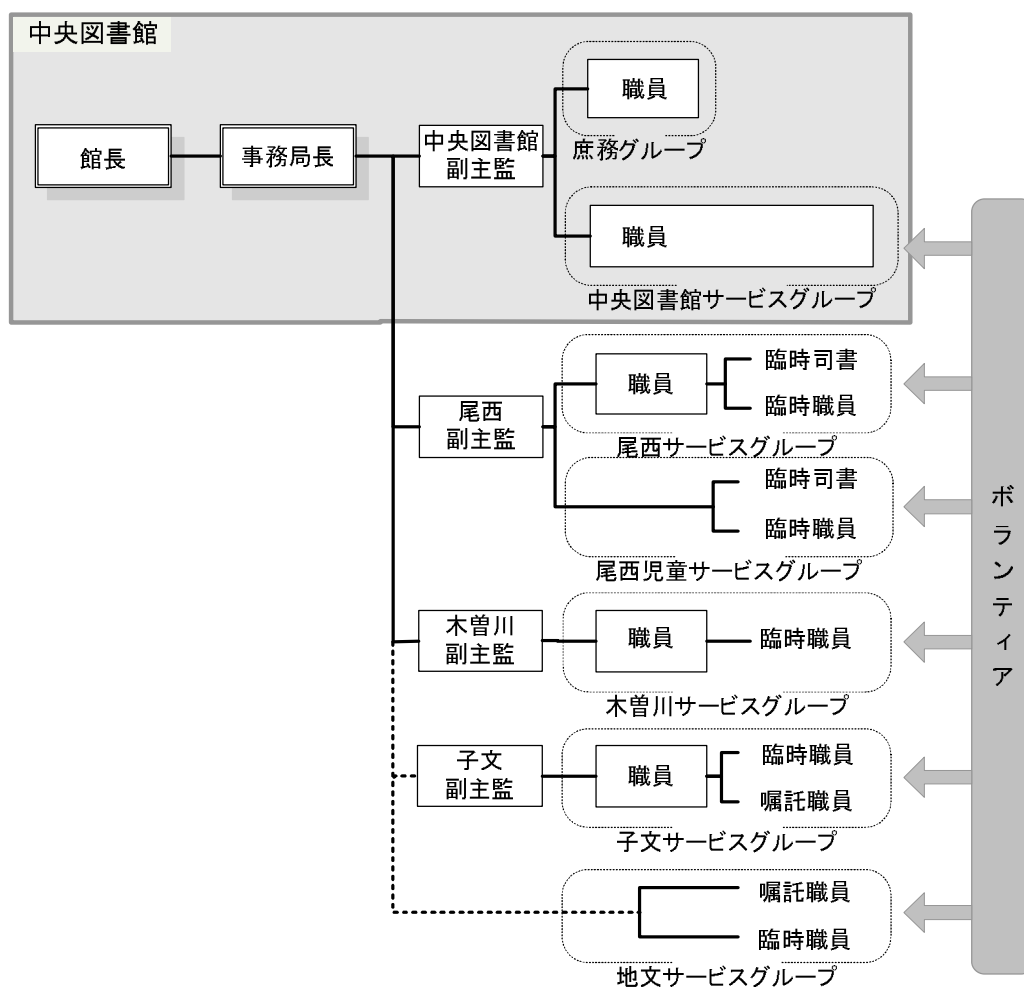


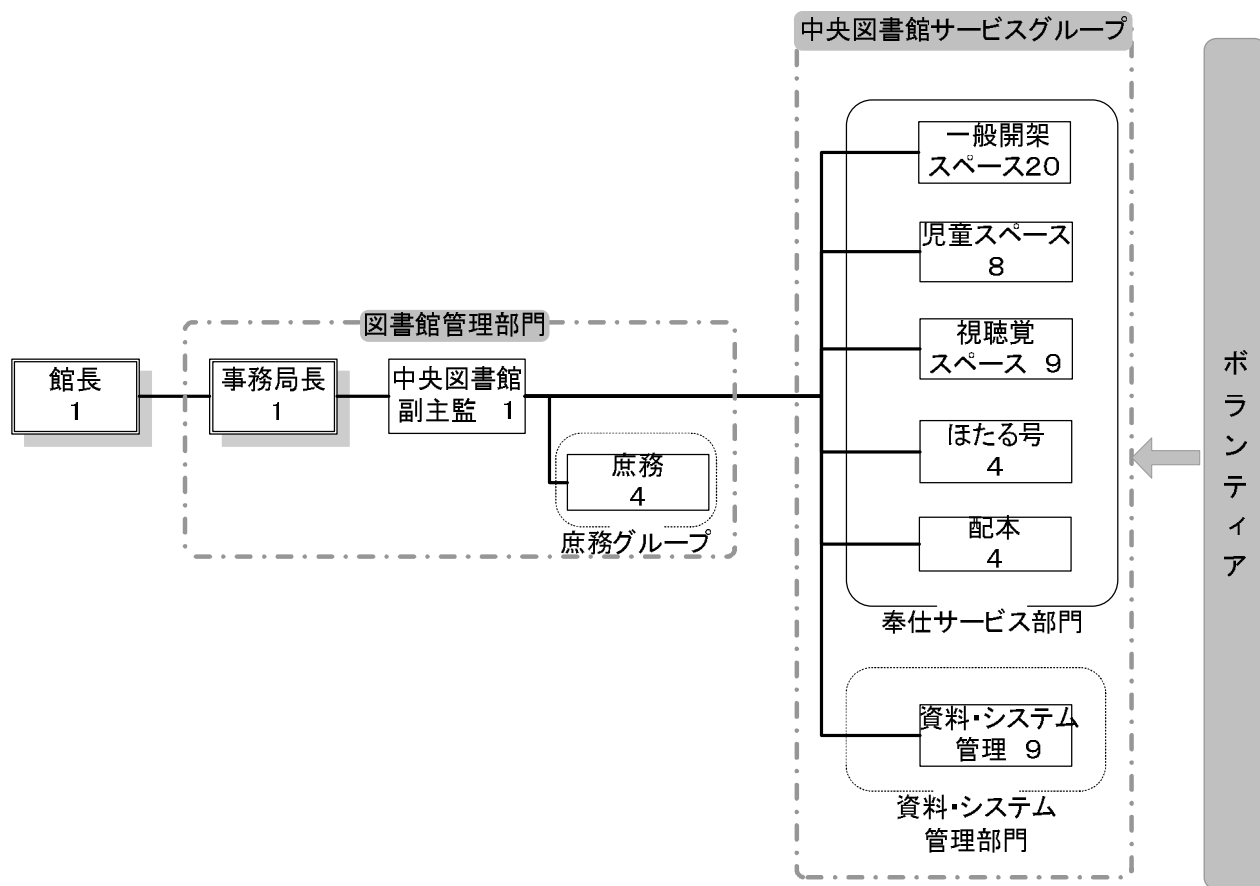
図 36 図書館全体の職員体制

2) 中央図書館における職員体制

① グループ構成

中央図書館における職員体制は図 37 の通りである。中央図書館サービスグループには、奉仕サービス部門、資料・システム管理部門の2部門を設置する。

- 奉仕サービス部門では、一般開架スペース、児童スペース、視聴覚スペースのスペース毎にグループを構成し、それぞれに専門性の高いスタッフを配置する。その他に、移動図書館（ほたる号）の運営を行うグループ、市内各館への配送を行うグループとを設置する。
- 資料・システム管理部門では、資料の整理・管理、情報システム等の管理を行うことの出来る能力を持つスタッフを配置する。
- 司書比率については60%を目標とする。



※図内の数字はローテーションを考慮した職員の延べ人数を示す

図 37 中央図書館の職員体制（案）

② 職員人数の算定

a. 「これからの図書館像」による職員数算定及び補正值の算定

職員人数の想定については、参考となる指標として「これからの図書館像」における職員数があり、これによれば蔵書冊数 70 万冊の図書館における職員数は下記の通り 34 人となる。ただし、本中央図書館では開館日数や開館時間の拡大を行うことから、これに補正を加えて、フルタイム職員に換算して約 60 名（館長を除く）の職員数が必要となる。

● 蔵書規模700千冊に対する職員数の算定

「これからの図書館像」における人口段階別の蔵書冊数と職員数

		蔵書冊数 (冊)	職員数 (人)
人口15万人超20万人までの市町村	a	667,275	33.3
人口20万人超30万人までの市町村	b	1,034,439	40.0

● 蔵書冊数a→b.の増加に対する職員増加率

蔵書冊数 b (1,034,439冊)－蔵書冊数 a (667,275冊) = 367,164冊…(ア)
 職員数 b (40.0人)－職員数 a (33.3人) = 6.7人…(イ)
 蔵書増加に対する職員増加率 = (イ) ÷ (ア) = 0.000018人／冊…(ウ)

● 蔵書規模700千冊に対する職員数

蔵書冊数700,000冊－蔵書冊数 a (667,275冊) = 32,725冊…(エ)
 蔵書冊数 aに加算する冊数に対する職員数 = (エ) × (ウ) = 0.6人…(オ)
 職員数 a (33.3人) + (オ) = 33.9人
 蔵書規模700千冊に対する職員数 = 34人…(カ)

● 開館日数および開館時間の拡大を考慮した職員数（補正值）

$$\begin{aligned}
 & (カ) \times \frac{\text{開館日数:320日程度／年}}{\text{「これからの図書館像」における開館日数:280日程度／年}} \\
 & \times \frac{\text{開館時間:12時間／日}}{\text{「これからの図書館像」における開館時間:8時間／日}} = 58.3人 \\
 & \text{中央図書館職員数} = 60人
 \end{aligned}$$

③ ローテーション案

職員の配置については、開館時間の拡大により、早番・遅番のシフトが必要となるため、より具体的な検討結果としてローテーション案を表 11 に示す。ローテーション案作成における基本的考え方は以下の通りである。

- 開館時間を 9:00～21:00 とした場合、職員の配置時間は 8:30～21:30 とする。
- 図書館管理部門職員は、常時配置することとする。
- 奉仕サービス部門は一般スペース、児童スペース、視聴覚スペースの 3 つのグループに分け、それぞれを早番グループと遅番グループの 2 交替制とした。
- 一般的に、図書館は 14:00～16:00 に利用のピークが見られることが多いためこの時間帯をシフトの重なりでカバーすることが想定される。なお、本事業では駅ビル立地であるため、19:00 前後まではピークの持続する可能性があるが、本検討では概ねの人数想定を算定することを目的として詳細については今後の検討課題とする。

- 資料管理部門は図書館情報システムのサーバー管理を含むため、常時2名以上配置することとし、9人でローテーションを行う。
- 移動図書館の運営を行うグループと市内各館への配送を行うグループは、昼間のみの業務として4名ずつ配置した。

なお、実際の職員ローテーションについては、時間帯、曜日、季節等による利用者数の変動に配慮し、混雑時にはスタッフを集中的に配置するなどに留意する必要がある。

表 11 ローテーション案

月間勤務体制(例)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	早番	遅番	
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
図書館長(1)		1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1		
管理部門 (6)	事務局長(1)	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1	1		
	副主監(1)	1			1	1	1	1				1	1	1	1	1			1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1				
	庶務(4)	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1		
		1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	1	
奉仕サービス (45)	一般スペース (20)	レファレンス	2	2	1	1	2	3	3	2	2	1	1	2	3	3	2	2	1	1	2	3	3	2	2	1	1	2	3	3	2	2	1		
		カウンター	5	5	4	4	5	7	7	5	5	4	4	5	7	7	5	5	4	4	5	7	7	5	5	4	4	5	7	7	5	5	4		
		フロア																																	
		レファレンス	1	1	1	2	2	3	3	1	1	1	2	2	3	3	1	1	1	2	2	3	3	1	1	1	2	2	3	3	2	2	1		
	児童スペース (8)	カウンター	4	4	5	4	5	7	7	4	4	5	4	5	7	7	4	4	5	4	5	7	7	4	4	5	4	5	7	7	4	4	5	5	
		フロア																																	
		カウンター	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3		
		フロア	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	2	2		
	視聴覚 スペース (9)	カウンター	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	4	5	3	3	3		
		フロア																																	
		カウンター	3	2	2	2	3	5	4	3	2	2	2	3	5	4	3	2	2	2	3	5	4	3	2	2	2	2	3	5	4	3	2	2	
		フロア																																	
	ほたる号(4)		4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	
	配本(4)		3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	
	資料・システム管理 (9)	資料・システム管理	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	4	4	3	3	3	
			3	3	2	3	3	4	4	3	3	2	3	3	4	4	3	3	2	3	3	4	4	3	3	2	3	3	3	4	4	3	3	2	
職員合計(61) うち出勤者数		43	39	37	37	43	53	53	43	39	37	37	43	53	53	43	39	37	37	43	53	53	43	39	37	37	43	53	53	44	40	37			

日常勤務(例)		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
勤務体制	早番														
	遅番														

【日常勤務(例)】		8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00
勤務体制	早番														
	遅番														

7.4. 安全管理体制

近年の犯罪増加に伴い、公共施設においても安全管理が課題となっている。

図書館において想定されるトラブルとして、大声、異臭、泥酔、わいせつ行為、つきまとい、暴力、暴言などの迷惑行為や盗難（利用者の持ちもの、資料の持ち出しなど）、事故、個人情報の流出などがある。駅ビルの場合は不特定多数の利用が見込まれることから、特に留意が必要である。

このような事態に対する予防措置を十分に実施するとともに、危機管理マニュアルを策定したうえで、職員全員に周知徹底させ、警備対策、定期的な訓練を実施することが必要である²⁶。また、警備員の配置等についても検討を行う。

²⁶ 参考となる資料として日本図書館協会より平成16年10月に『こんなときどうするの？－図書館での危機安全管理マニュアル作成の手引き－』が発行されている。

7.5. 資料管理における先進技術の導入可能性

市民サービスの向上や効率的な運営を図るために、図書館界で注目されている先進技術である盗難防止装置（BDS [Book Detection System]）、IC タグシステム、自動化書庫等の導入については、既にいくつかの公共図書館において導入されているが、その安定性や将来性を見極めつつ、慎重に検討を進める必要がある。

7.5.1 BDS

市民の貴重な財産である図書館資料の盗難は公共図書館において深刻な問題である。BDSは近年導入する図書館が増えており、盗難防止に大きな効果が期待できる。

7.5.2 IC タグシステム

IC タグシステムは、一定の記憶容量のある IC チップを図書に装着し、非接触でデータの読み書きを行うもので、以下のような利点と課題がある。

1) IC タグシステムの利点

- ・ 自動貸出機により利用者がカウンターに並ぶことなく、自身で 10 冊程度同時に迅速に図書の貸出処理を行うことが可能。また、利用者にとっては職員を通さずに図書を借りることができるため、プライバシーの保護の点でもメリットがある。なお、バーコード方式でも自動貸出機はあるが、複数冊を同時に処理できることが IC タグのメリットである。
- ・ 蔵書点検において、ハンディスキャナにより、点検作業が迅速になる。
- ・ 盗難防止装置（BDS）との連動が可能（バーコード方式でも対応する BDS 装置はある）。

2) IC タグシステムの課題

- ・ タグの資材コストが高い（1 枚 8～10 円程度）
- ・ タグの耐久性能については実証的なデータが無く、貸出頻度や長期間使用による劣化が懸念される。
- ・ 図書館界・出版業界において規格の共通化に関する検討がなされているが、現段階で画定的な方針は示されていないため、今後、公立図書館において共通規格等が示された場合に他との整合が図れなくなる可能性がある。

表 12 IC タグシステム図書館導入事例

図書館名	蔵書数または収容能力	導入年月
宮崎県北方町立図書館（現延岡市立図書館北方分館）	約40,000	H13.05
島根県斐川町立図書館	約115,000	H15.10
茨城県笠間市立図書館	約100,000	H16.04
岩手県江刺市立図書館新館（現奥州市立江刺図書館）	約100,000	H16.07
三重県桑名市立中央図書館	約300,000	H16.10
埼玉県さいたま市桜図書館	約116,000	H17.07
東京都稲城市立中央図書館	約360,000	H18.07
埼玉県戸田市立図書館	約400,000	H18.09
静岡県浜松市立図書館（21館1分室）	約2,000,000	H18.10

7.5.3 自動化書庫

自動化書庫は、閉架書庫の自動化システムであり、従来では職員が閉架書庫に入り目的の図書を探して持ってくる作業の手間と時間を大幅に短縮する効果に加え、スペースの効率化も図れるメリットがある。

表 13 自動化書庫図書館導入事例

図書館名	書庫収容能力	導入年月
千葉県千葉市立中央図書館	約400,000	H13.04
富山県高岡市立図書館	約150,000	H16.04
茨城県結城市立ゆうき図書館	約120,000	H16.05
沖縄県西原町立図書館	約140,000	H16.08
三重県桑名市立図書館	約160,000	H16.10
東京都稲城市中央図書館	約190,000	H18.07
埼玉県川口市立中央図書館	約300,000	H18.07
静岡県浜松市立城北図書館	約400,000	H18.10

7.5.4 喫茶室の運営体制

図書館利用者への利便施設として、軽食も提供する喫茶室の設置が考えられる。市民・利用者アンケートにおいて、「中央図書館に望むこと」として「本を読みながら飲食ができるコーナーを利用したい」と回答した人が 20%程度あったことから、比較的ニーズの高いサービスである。

喫茶室の設置については図書館内に設置する可能性のほか、本事業は駅ビルとして民間商業施設等との合築も想定されることから、図書館内に喫茶室を設けるのではなく、民間施設として飲食施設を併設することも考えられる。

7.6. 民活導入の可能性について

中央図書館は、多様かつ高度なサービスを提供するために専門性の高いスタッフを確保する必要がある一方、効率性の高い運営を行う必要がある。

前述の 7.3.2 で検討したように、中央図書館ではフルタイムの職員に換算して約 60 名もの職員配置が必要であり、現在よりも運営コストは増大することが予想される。緊縮財政のもと行財政改革を進めている本市にとって、本事業における施設整備、維持管理、運営コストの縮減は重要な課題であり、民活導入によるサービス向上とコスト縮減の可能性について今後十分な検討が必要である。

7.6.1 業務委託に想定されるメリット

運営業務を民間に委託することのメリットを以下に整理する。

- ◆委託により市の役割の純化が図れること
 - ・市が本来的に直営すべき部門に専念できる
 - ・直営部門の職員増を抑制できる
- ◆委託により効率化が図れ、経費の節減につながる事
 - ・フルタイム職員を前提とした、公務員の勤務時間や給与体系で法令等の規定の枠にしばられずにすむ
 - ・中・長期的には確実に経費減となることが見込まれる
 - ・民間事業者間での競争原理が働く
- ◆委託により高度な専門知識や技術を確保することが可能となる
 - ・民間の方が要員の確保が容易である
 - ・特定職種の高齢化を抑制できる
 - ・常に新しい専門知識や技術、有資格者を確保できる

7.6.2 図書館における民活導入の課題

図書館における民活導入を検討するにあたり、特に運営業務の民間委託における課題を以下に列挙する。

● 公共性の担保

民間企業が図書館運営を行う場合、公共サービスとしての運営方針の策定や事業予算枠の確保などは民間にはできないことから、この部分についての公共側の適切な対応が不可欠となる。

また、図書館では市民の利用情報などプライバシーを扱うことになることへの配慮が必要である。

● 安定したサービス水準の確保

民間企業が運営を行う場合、安定したサービス水準の確保が課題となる。特に図書館ではレファレンスや資料選定、ボランティア育成など、高度な専門知識が必要なスタッフの配置が必要であり、長期にわたり安定したサービス水準を確保するための工夫が必要となる。

● 将来的なサービスの変化への対応

運営を長期委託する場合、上述のサービスの安定化の課題の一方、将来的なサービスの変化への対応に関する課題がある。公共サービスに対する市民ニーズは常に変化しており、長期委託を行ったことによりサービスが硬直化し、ニーズの変化への対応が困難にならないような契約変更の手順のルール化や柔軟性を確保するためのモニタリングやインセンティブ付与等の工夫が必要となる。

7.6.3 運営委託の形態と民間の裁量範囲

図書館における運営委託の形態としては、従来型の「業務の一部委託」と包括的な運営委託である指定管理者がある。具体的な相違は下図の通りである。下図の①、②は公共が直営のパターンとなり、③、④、⑤は民間事業者が業務委託を受けるパターンである。

また、館長職も含めた業務委託の場合は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者となると考えられる²⁷。

		施策決定	館長	業務責任	業務指示
直営	① 非常勤・アルバイト雇用	行政	行政	行政	行政職員から個々のスタッフへ指示
	② 人材派遣	行政	行政	行政	行政職員から個々のスタッフへ指示
業務委託	③ 業務委託 A	行政	行政	受託業者	委託者から受託業者の責任者へ指示
	④ 業務委託 B	行政 受託業者が立案	行政	受託業者	委託者から受託業者の責任者へ指示
	⑤ 指定管理者	行政 指定管理者が立案	指定管理者	指定管理者	指定管理者の内部関係

図 38 運営委託の形態と民間事業者の裁量範囲

7.6.4 図書館に指定管理者制度を適用する際の論点

1) 公共図書館における指定管理者制度適用の法的見解

図書館法上の図書館の運営に関して、指定管理者制度の適用が可能かどうかについては、文部科学省は「可能」との見解を示している。したがって、本事業における図書館運営業務については、指定管理者制度の適用による包括的な民間委託は制度的には可能と判断できる。

また、公共図書館への指定管理者適用の一例を以下に示す。

- ・ 山中湖情報創造館（図書館法の図書館）
指定管理者：NPO 法人
- ・ 北九州市（5 図書館・分館）

²⁷ 指定管理者制度における館長職の取扱い（指定管理者制度を適用する場合は館長職は指定管理者職員であることが必須要件かどうか）については現在のところ統一的な見解は示されていない。事例では館長職を市職員としてその他の職員を民間事業者とする指定管理者制度の適用もみられる（鹿児島県阿久根市立図書館）。図 38 では、指定管理者の要件として館長職を民間事業者が行うこととして整理した。

- 指定管理者：民間企業
- ・ 伊勢市立図書館
指定管理者：民間企業
- ・ 千代田区立新千代田図書館
指定管理者：民間企業（平成 19 年度から指定予定）²⁸

＜参考＞文部科学省における公共図書館への指定管理者制度適用に関する見解

■関係法令：図書館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

■制度の現状

図書館法第 13 条第 1 項においては、公立図書館に館長を置くことを定め、その館長が公務員である場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 34 条においては、教育委員会がその任命を行うことを定めている。

また、地方自治法第 244 条の 2 においては、公の施設について指定管理者制度を定めているところである。

■文部科学省の見解（大阪府大東市が提出した構造改革特市申請に関する見解）

図書館経営のためには責任者が必要であることから、図書館法では公立図書館にその責任者たる館長を置くこととする規定を設けており（図書館法第 13 条第 1 項）、その任命については、教育委員会が行うこととされています（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、地教行法という。）第 34 条）。

この任命規定については、図書館については首長部局ではなく教育委員会が管理するものであることから、その職員の任命を地方公共団体の長ではなく教育委員会が行う旨規定されているものです。

教育委員会は公務員たる職員については任命を行います、教育委員会が図書館の管理を指定管理者に行わせる場合で、任命権の対象となる公務員たる職員がいないときには、地教行法 34 条は適用されません。すなわち、この場合、図書館に館長を置く必要はありますが（図書館法第 13 条第 1 項）、公務員でない館長については教育委員会が任命する必要はないものです。

したがって、指定管理者に館長業務を含めた図書館の運営を全面的に行わせることはできるものと考えています。

2) 中央図書館における指定管理者制度適用の問題点

上記のように公共図書館における指定管理者制度の適用は既に実施されており、今後も全国的に増加することが想定される。

しかし、本市における中央図書館への指定管理者制度の適用については以下の問題点に留意が必要である。

● 図書館施策の中心となる中央図書館において館長職を含めて包括的に運営委託をすることについて

図書館法における図書館長の職務は、「図書館奉仕の機能の達成のため、館務を掌理し、所属職員を監督する」こととなっている（図書館法第 13 条第 2 項）。しかし、本市における中央図書館の館長の職務は、館内業務の監督以外に、分館も含めた総括であること、教育委員会、市長部局、議会、図書館協議会、国・他自治体等の図書館、関連諸機関との連絡調整の総括窓口であることなどから、館長職も含めて包括的に委託することは図書館運営上の問題が生じる可能性がある。

● 図書館サービス方針や選書の決定権の責任

図書館サービスの基幹となるサービス方針や選書の決定は行政の責務であり、ここを外部委託することはできない。中央図書館にはこれらの決定に関する職務を担う館長以下数名の市職員の配置は必須と考えられる。

● 図書館サービスの評価における現場把握の必要性

²⁸ 新千代田図書館では、都立及び区立図書館関係者、学識経験者等で構成する「公立図書館における指定管理者制度の導入に関する研究会」（平成 17 年 3 月～8 月）の検討結果に基づき指定管理者導入方針、区の責任範囲の明確化等を規定している。「千代田区立図書館における指定管理者制度導入について」
<http://www.library.chiyoda.tokyo.jp/new-lib/shitei.pdf>

図書館サービスは公園や体育館といった施設の維持管理だけでなく、教育機関として多様な市民ニーズに応える選書、事業運営が含まれる。施設管理や運営業務に民間事業者の有するノウハウを積極的に導入して市民サービスの向上やコスト縮減を図ることは一定の効果が期待される一方、現在提供しているサービスの評価に基づく将来的な図書館サービスの方針決定には現場の状況把握が必要である。中央図書館において市職員を配置せずに指定管理者制度を適用する場合、サービス評価を行うための行政側のノウハウが欠如する可能性がある。

7.6.5 P F I 手法の導入について

1) P F I 手法について

P F I [Private Finance Initiative]手法は、公共施設の整備及び維持管理運営に関する新たな民活手法として平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）」により制度化されたものである。

P F I は、施設の設計・建設・維持管理・運営²⁹を包括的・長期的に民間事業者に性能発注する方法で、事業に必要な資金調達も民間事業者が行うものである。P F I 法成立後、国・地方自治体等が実施する公共事業において約 200 件が P F I 事業として実施されている。

P F I 手法の導入により期待される効果として、一般的に以下が挙げられる。

● 包括的な性能発注を行うことによるサービス向上と効率化

- ・ 建設・運営・維持管理を行う企業が設計段階から参加するため、施設計画、維持管理及び運営において民間の優れたマネジメント能力が最大限発揮される。
- ・ 使い勝手の良い建物や設備を用いることによる運営の効率化による運営コストの縮減と市民サービスの向上が期待できる。
- ・ 運営開始後のランニングコストを考慮した設計を行うことによる維持管理費の縮減が期待できる。

● 民間資金を活用することによるリスク移転

- ・ 民間事業者が資金調達を行って事業を実施し、事業者は提供したサービスに応じて公共から事業期間にわたりサービス対価を受け取って資金回収する仕組みにより事業契約に規定するサービス水準の低下が起りにくい。仮にサービス水準の低下が認められた場合はサービス対価の減額や違約金などにより投資回収が不可能になるため、金融機関の監視メカニズムも期待できる。
- ・ 事業期間中に発生する不測の維持修繕費や運営費の増大（不可抗力、公共事由、物価変動等を除く）については事業者が負担するため、これらに関する公共側の追加負担が無い。この仕組みにより民間事業者の予防保全や迅速な事後対応が期待できる。

● 競争性の発揮によるサービス向上と効率化

²⁹ 運営業務については、P F I 事業の対象としない場合もある。

- ・ P F I の仕組みは、性能発注による効果に加え、競争性の発揮によるサービス向上と効率化が期待できる。従来の分離発注方式は、設計、建設、維持管理、運営等の各業務毎に競争入札やプロポーザルを実施してコストや提案内容を競争させる仕組みであるが、P F I 事業の事業者募集・選定では、設計・建設・維持管理・運営のそれぞれの業務を担う企業がグループを組成して、複数のグループ間で提案価格と提案内容を競争する（総合評価方式）ため、従来の分離発注方式よりも総合的な民間ノウハウの発揮と強い競争原理が働く。
- ・ 総合評価の評価の仕組みを工夫することにより、一定のコスト縮減を達成しつつ、公共側が提示する要求水準よりも質の高い提案を誘導することも可能である。

2) P F I 手法と指定管理者制度との関係

図書館施設における P F I 手法と 7.6.3 で述べた指定管理者制度との関係を整理すると表 14 の通りとなる。

P F I 事業では、施設の維持管理は基本的に業務範囲に含まれるが、運営については業務範囲に含む場合と含まない場合がある。また、運営業務の範囲によって、P F I 事業者を指定管理者に指定する場合と指定しない場合がある。

表 14 図書館施設における P F I 手法と指定管理者制度との関係

ケース区分		P F I 事業の対象範囲		
		設計・建設	維持管理	運営
①設計・建設・維持管理を P F I 事業の対象とするケース		○	○	
②設計・建設・維持管理・運営を P F I 事業の対象とするケース	②-1 運営業務について、館長職（及び数名の職員）を行政職員とし、一部の奉仕業務、資料管理等を P F I 事業の業務範囲とするケース	○	○	一部
	②-2 館長職を含めた運営業務を P F I 事業の業務範囲とし、 <u>P F I 事業者を指定管理者に指定するケース</u>	○	○	○

3) 図書館施設における P F I 導入事例

平成 18 年 10 月時点で図書館施設又は図書館を含む複合施設を P F I で実施した事例は表 15 に示す 6 例である。

表 15 図書館施設における P F I 導入事例

自治体名	事業名 【図書館施設名】	PFI 対象業務		蔵書冊数 (収容能力)
		設計・建設・ 維持管理	図書館運営	
三重県桑名市	桑名市図書館等複合公共施設整備事業 【桑名市立中央図書館】	○	○	30 万冊
東京都稲城市	(仮称) 稲城市立中央図書館等整備運営事業 【稲城市立中央図書館】	○	○	36 万冊
埼玉県杉戸町	(仮称)生涯学習センター整備等事業 【杉戸町立図書館】	○	市直営	21 万冊
長崎県長崎市	(仮称) 長崎市立図書館整備運営事業 【長崎市立図書館】	○	○	80 万冊
東京都府中市	府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業 【府中市立中央図書館】	○	PFI 事業者とは別に指定管理者募集予定	110 万冊
埼玉県さいたま市	(仮称)プラザノース整備事業 【プラザノース内図書館】	○	○	20 万冊
山梨県	新たな学習拠点整備運営事業 【山梨県立図書館】 ※平成 18 年 10 月時点で事業者募集中	○	○ PFI 事業者を指定管理者に指定予定	86 万冊

7.6.6 本事業への民活導入の方向性

上述のとおり、中央図書館における民活導入については、市民サービスの向上、コストの縮減の観点から、積極的に導入を進めることが必要と考えるが、上述の 7.6.2 等に示す課題への解決方策も含め、慎重に検討する必要がある。

なお、既往検討である「尾張一宮駅ビル構想」においては、駅ビル全体の事業手法として PFI 方式の導入が効果的との考えが示されており、今後詳細な検討を実施して、その方向性を見定める必要がある。